

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理 番号	124
----------	-----

補助金等名称	三田市マイホーム借上制度利用補助金			担当課	まちの再生課			
予算科目	会計	一般会計	款	土木費	項	住宅費	目	住宅政策費
	小事業	3265	マイホーム借上制度推進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	良好な住まい	(市の取り組み)	住まいに関する情報提供				

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 (市単独) 国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無【地域対象】
補助期間	(開始) 27年度～(終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市マイホーム借上制度利用補助金交付要綱
補助目的	一般社団法人移住・住みかえ支援機構が行うマイホーム借上げ制度の利用者に対し、費用の一部又は全部を補助することにより、制度利用の増加を図り、三田市内の住宅の有効活用及び若年者等の定住を促進する。
補助対象者	賃貸人:マイホーム借上制度を利用して住宅を賃貸した個人、賃借人:マイホーム借上制度を利用して住宅を賃借し、当該住宅に居住している個人
補助対象事業	制度利用に必要な事務手数料等及び賃貸人を対象にリフォーム費用を補助。
補助対象経費	賃貸人:事務手数料、建物診断費用、リフォーム費用 賃借人:事務手数料、仲介手数料、機関保証会社保証料
補助金額 又は補助率	賃貸人:定額(事務手数料(18,360円、建物診断費用48,600円)・定率(リフォーム費用(1/2(上限600千円) 賃借人:上限12万円(事務手数料(10,800円)、仲介手数料、機関保証会社保証料)

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		1		3		4	
実施又は運営等に当たって要した費用①		118,410円		3,649,700円		2,948,412円	
うち、補助対象経費		118,410円		3,649,700円		2,948,412円	
財源内訳	市補助金②	118,410円	100.0%	898,300円	24.6%	1,573,920円	53.4%
	一般財源	59,410円	50.2%	898,300円	24.6%	133,920円	4.5%
	国・県費	59,000円	49.8%	0円	0.0%	1,440,000円	48.8%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	0円		2,751,400円		1,374,492円	
	下記以外の資金(会費等)	0円		2,751,400円		1,374,492円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		4件	10件	12件
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		1件	3件	4件

補助金等名称	三田市マイホーム借上制度利用補助金	担当課	まちの再生課
--------	-------------------	-----	--------

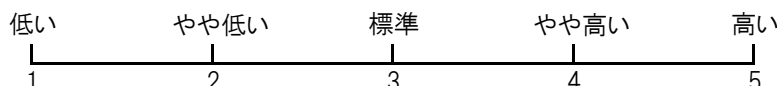
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	制度利用の増加を図ることで、住み替えなどによる既存住宅の有効活用と若年者等の定住を促進するため支援が必要。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	耐震性を備えた良質な住宅を若い子育て世帯が市場より安く賃貸することで、住宅の有効活用、空家の発生抑制とともに子育て世帯の住替えが進み、地域の活性化につながる。		4	4	
必要性 (5点)	三田市住宅基本計画において、若年世代の住替え支援と空き家の適切な維持管理、利活用の促進のために、当制度の活用拡大に向けた支援策を必要としている。		4	4	
有効性 (5点)	初期費用となる事務手数料、リフォーム費用に対して支援することで、当事業への関心を引きつけ、制度利用の増加を促す。		4	4	
公平性 (5点)	若年世代と住宅(オーナー)に対して支援することは、三田市住宅基本計画における若年世代の定住化に向けた良質な住宅ストックの供給の取り組みに資するものである。		4	4	
妥当性 (5点)	補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■a. 1/2以下(H29からリフォーム費用に対して)</li> <li>■b. 上記以外(リフォーム費用に対して上限60万円)</li> <li>■c. 定額(事務手数料、建物診断費用)</li> </ul>	a以外の補助率等を採用する理由	マイホーム借上制度の周知及び利用促進を促すため、賃貸及び賃借ともに手続きに必要な事務手数料を全額負担している。	
	制度利用が進むことで、高齢の住宅所有者から子育て世帯等へのスムーズな住替え、若年層の定住促進、住環境の向上等の効果が期待できる。 また、住み替えと既存住宅の利活用が進むことで、空き家の発生抑制につながる。		4	4	
合 計(25点満点)			20	20	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)  住宅ストックの利活用をすすめるものであり、空き家対策に有効な事業である。また、三田市には戸建て住宅の賃貸物件が少なく、子育て世帯に一般の賃貸物件より安く住宅を供給できるこの制度は必要。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)  実績が伸びない要因について、制度内容及び周知方法の両面から検証する必要がある。	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

							整理 番号	125
補助金等名称	三田市子育て世帯親元近居補助金					担当課	まちの再生課	
予算科目	会計	一般会計		款	土木費	項	住宅費	目
	小事業	3267	子育て世帯親元近居助成事業					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		チーム三田	(市の取り組み)		UJターンの推進		

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 <b>【市単独】</b> 国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無 <b>【地域対象】</b>
補助期間	(開始) 27 年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市子育て世帯親元近居補助金交付要綱
補助目的	親と近居するために住宅を取得する子育て世帯に対し、取得時の負担を軽減することにより、親子間の子育て支援、介護支援を増進し、若年世帯の流入及び定住人口の増加を図る。
補助対象者	市内に住む親と近居するため、市内に住宅を取得し転入した子育て世帯(夫婦とも40歳以下、18歳以下の子どもがいる世帯)
補助対象事業	子育て世帯が市内に住宅を取得するのに要した費用の一部を補助。
補助対象経費	登記費用及び引っ越し費用
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( H29から1/2 )・ その他(登記費用、移転費用) 上限額(登記費用 200 移転費用 100) 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		40		61		35	
実施又は運営等に当たって要した費用①		19,238,864 円		25,690,607 円		13,570,937 円	
うち、補助対象経費		19,238,864 円		25,690,607 円		13,570,937 円	
財 源 内 訳	市補助金②	10,443,000 円	<b>54.3%</b>	17,381,000 円	<b>67.7%</b>	9,774,000 円	<b>72.0%</b>
	一般財源	5,222,000 円	27.1%	17,381,000 円	67.7%	0 円	0.0%
	国・県費	5,221,000 円	27.1%	0 円	0.0%	9,774,000 円	72.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	8,795,864 円		8,309,607 円		3,796,937 円	
	下記以外の資金(会費等)	8,795,864 円		8,309,607 円		3,796,937 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)		42件		68件		36件	
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)		40件		61件		35件	

補助金等名称	三田市子育て世帯親元近居補助金	担当課	まちの再生課
--------	-----------------	-----	--------

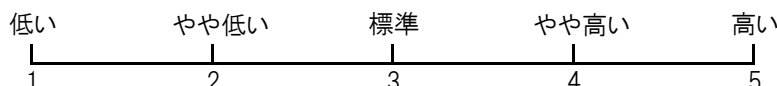
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	当市の人口構造は、子育て世代と子ども世代の人口が他の世代に比べ少ないことから転入を促進し、親と近居するための住宅取得に伴う登記費用と移転費用に対して補助を行い若年世帯の流入及び定住人口の増加を図る。

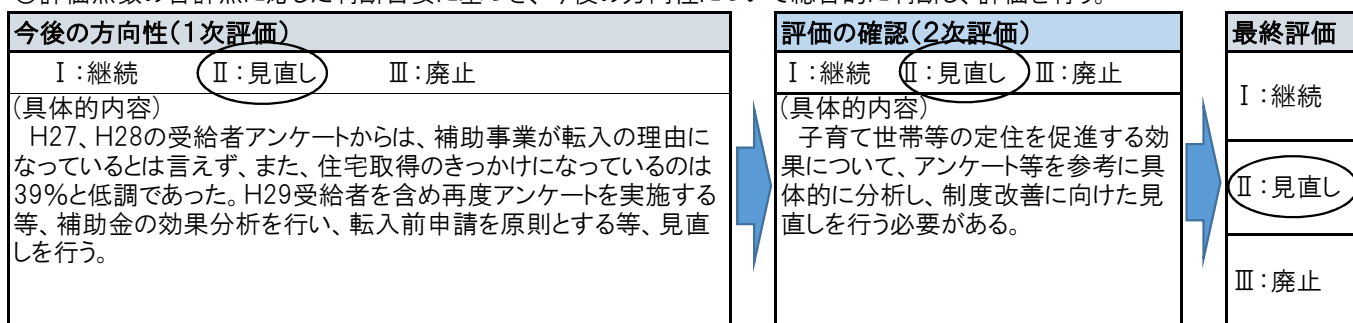
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)	1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)				
公益性 (5点)	人口減少を迎えるなか、移住・定住促進に取組み、転入のきっかけづくりとなる移住定住促進事業は必要である。	4	4					
必要性 (5点)	三田市は子育て世代と子ども世代が他の世代に比べて少なく、子育て世帯の移住定住は市の活力維持、発展に必要である。	3	3					
有効性 (5点)	受給者アンケート(27,28年度集計)より、三田市を選んだ理由に補助金は0%、上位3位は1位から親が市内、69%、子育て環境が27%、自然環境が12%等(複数回答)。また、住宅取得の理由としては39%がきっかけになった。補助がなくても転入・住宅取得した(39%)、住宅取得後、補助を知った(22%)。補助金自体が転入の直接的な理由になっていない。住宅取得による継続的な税収が期待できる。	2	3	アンケートでは転入との関係を意識しない回答もあるが、効果が低いとまでは言えない。				
公平性 (5点)	市外に住む子育て世代が親と近居することで、親子間による子育て、介護等の相互支援を期待し、定住人口の増加を図るために支援する。	3	3					
妥当性 (5点)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">補助率等</td> <td style="width: 20%;"> <input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下(29年度より)  <input type="checkbox"/> b. 上記以外( )  <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(上限設定:登記費用20万円、移転費用10万円)         </td> <td style="width: 20%;">a以外の補助率等を採用する理由</td> <td style="width: 40%;">上限設定は、新築建物の登記に伴う費用が40万円、市外からの引越し費用が20万円と設定し、その1/2を上限として補助することから採用。</td> </tr> </table>	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下(29年度より) <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(上限設定:登記費用20万円、移転費用10万円)	a以外の補助率等を採用する理由	上限設定は、新築建物の登記に伴う費用が40万円、市外からの引越し費用が20万円と設定し、その1/2を上限として補助することから採用。	3	3	
	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下(29年度より) <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(上限設定:登記費用20万円、移転費用10万円)	a以外の補助率等を採用する理由	上限設定は、新築建物の登記に伴う費用が40万円、市外からの引越し費用が20万円と設定し、その1/2を上限として補助することから採用。				
H27~28年度の実績から、上限額(登記費用20万円、移転費用10万円)を超えない世帯が複数あったことから、補助金ガイドラインに沿って29年度より補助率1/2を導入し、国費を活用した財源確保により安定した事業の運営。								
合 計(25点満点)		15	16					

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	126
補助金等名称	三田市新婚世帯家賃補助金
担当課	まちの再生課
予算科目	会計 一般関係 款 土木費 項 住宅費 目 住宅政策費
小事業	3266 新婚世帯家賃補助事業
総合計画施策体系	(取り組み目標) チーム三田 (市の取り組み) UIJターンの推進

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	27年度～(終了)年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市新婚世帯家賃補助金交付要綱
補助目的	新婚世帯の市内への定住を促進し、活力あるまちづくりの実現を図るため、転入して市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助する。
補助対象者	夫婦とも転入と同時に市内の民間賃貸住宅に居住する40歳以下の新婚世帯。(H29から子どもがいる世帯も対象に拡充)
補助対象事業	新婚世帯が居住する民間賃貸住宅の家賃の一部を補助
補助対象経費	実質家賃負担額(賃料から住宅手当、共益費、駐車場代を引いた額)の30%を36ヶ月
補助金額 又は補助率	定額( )円・定率( 3/10 )・その他( ) 上限額(H27・28は20,000円/月、H29から12,000円/月)

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	143	112	48	
実施又は運営等に当たって要した費用①	79,414,720円	55,829,200円	16,891,000円	
うち、補助対象経費	79,414,720円	56,042,700円	16,891,000円	
財源内訳	市補助金②	21,541,700円 27.1%	16,011,500円 28.6%	3,872,400円 22.9%
	一般財源	9,634,700円 12.1%	16,011,500円 28.6%	0円 0.0%
	国・県費	11,907,000円 15.0%	0円 0.0%	3,872,400円 22.9%
	その他	0円 0.0%	0円 0.0%	0円 0.0%
	国・県補助金③	0円	0円	0円
	自己資金④	57,873,020円	39,817,700円	13,018,600円
	下記以外の資金(会費等)	57,873,020円	39,817,700円	13,018,600円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円	0円	0円
繰越金	0円	0円	0円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	182(新規48、継続134)	208(新規96、継続112)	96(継続48、新規48)
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	143(継続100、新規43)	112(継続48、新規64)	新規 48

補助金等名称	三田市新婚世帯家賃補助金	担当課	まちの再生課
--------	--------------	-----	--------

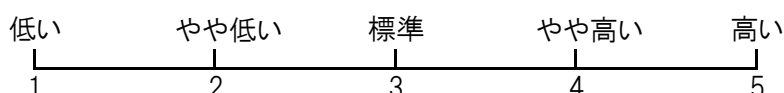
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	当市の人口構造は、子育て世代と子ども世代の人口が他の世代に比べ少ないことから転入を促進し、新婚世帯の住宅にかかる費用を支援することで、活力あるまちづくりと定住人口の増加を図る。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	人口減少を迎えるなか、移住・定住促進に取り組み、転入のきっかけづくりとなる移住定住促進事業は必要である。		4		
必要性 (5点)	三田市は子育て世代と子ども世代が他の世代に比べて少なく、若年世代の移住定住は市の活力維持、発展に必要である。		4		
有効性 (5点)	受給者アンケートでは、三田市に決めた理由について23%(第2位)がこの補助金を挙げている。(第1位:通勤が便利:38%)。また、67%が転入のきっかけになり、62%が今後も三田市に住み続けたいと回答。また受給後、4世帯が市内戸建てを購入。		4		
公平性 (5点)	市外から人口構造で少ない若年世代である新婚世帯の転入を促進し、定住人口の増加を図るために支援する。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 3/10 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額( H29より上限12,000円/月)	a以外の補助率等を採用する理由		
	補助金額は、実質家賃(家賃から住宅手当を削除)の3割。市内の家賃相場約70,000円に対して住宅手当のない場合の約3割としてH27,28は上限額20,000円を設定。H29からは対象者の要件緩和と実態を総合的に勘案し、近隣の鉄道沿線の家賃相場との差額から上限額を12,000円に見直し。		4		
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容) 今年度に補助期間(36ヶ月)満了となる世帯に対する費用対効果について受給者アンケートを実施し、補助金の効果を分析する。また、定住効果を測るには中期的調査が必要であり、受給後の転出を直接的に止める方法はなく、定住につながる効果は不安定な面もある。	<b>評価の確認(2次評価)</b> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

						整理 番号	127
補助金等名称	三田市三世代同居補助金				担当課	まちの再生課	
予算科目	会計	一般会計	款	土木費	項	住宅費	目
	小事業	3269	三世代同居助成事業				
総合計画施策体系	(取り組み目標)		チーム三田	(市の取り組み)		UIJターンの推進	

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 <b>【市単独】</b> 国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・【地域対象】
補助期間	(開始) 28 年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市三世代同居推進補助金交付要綱
補助目的	親世帯と同居するため市外から転入する子育て世帯に対し、親との同居に必要な費用の負担を軽減することにより、親子間の子育て支援、介護支援を増進し、若年世帯の流入及び定住人口の増加を図るために、親との同居に要した費用の一部を補助する。
補助対象者	市内在住の親と同居するため、住宅をリフォーム等して転入した子育て世帯(夫婦とも40歳以下、18歳以下の子どもがいる世帯)
補助対象事業	親の住む住宅のリフォーム等に要した費用の一部を補助。
補助対象経費	リフォーム費用または増改築に伴う登記費用 及び 引っ越し費用
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( 1/2 ) ・ その他(リフォーム又は登記費用、移転費用) 上限額(リフォームまたは登記費用 200 移転費用 100) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度	28年度	27年度			
交付件数		3	4	0			
実施又は運営等に当たって要した費用①		6,378,628 円	9,650,812 円	0 円			
うち、補助対象経費		6,378,628 円	9,650,812 円	0 円			
財 源 内 訳	市補助金②	608,000 円	9.5%	1,135,000 円	11.8%	0 円	#DIV/0!
	一般財源	304,000 円	4.8%	1,135,000 円	11.8%	0 円	#DIV/0!
	国・県費	304,000 円	4.8%	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	5,770,628 円		8,515,812 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	5,770,628 円		8,515,812 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		4件	5件	10件
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		3件	4件	0件

補助金等名称	三田市三世帯同居補助金	担当課	まちの再生課
--------	-------------	-----	--------

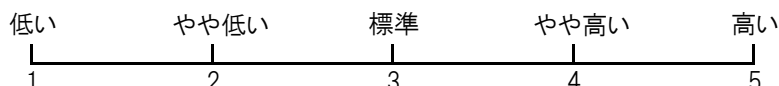
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	当市の人口構造は、子育て世代と子ども世代の人口が他の世代に比べ少ないことから転入を促進し、同居するために親の住宅のリフォーム等費用、移転費用に対して補助を行い若年世帯の流入及び定住人口の増加を図る。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	人口減少を迎えるなか、移住・定住促進に取り組み、転入のきっかけづくりとなる移住定住促進事業は必要である。		4	5	転入のきっかけづくりとして公益性は十分に高いと考えられる。
必要性 (5点)	三田市は子育て世代と子ども世代が他の世代に比べて少なく、子育て世帯の移住定住は市の活力維持、発展に必要である。		4	4	
有効性 (5点)	親元近居補助金受給者対象のアンケートで同居検討は10%と少なく、居住地検討の際に、同居をアピールすることで市内転入を促進させる支援は有効。移住・定住による地域の担い手の確保、空家の抑制に有効。		3	3	
公平性 (5点)	市外に住む子育て世帯が親と同居することで親子間による子育て、介護等の相互支援を期待し、定住人口の増加を図るために支援する。		3	4	対象条件が明確であり、公平性は十分に高いと考えられる。
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下(29年度より) <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(上限設定:登記費用又はリフォーム費用20万円、移転費用10万円)	a以外の補助率等を採用する理由	建物の登記に伴う費用が40万円、市外からの引越し費用が20万円と設定し、その1/2を上限として補助することから採用。	
	同居に向けた住環境整備のためのリフォーム等に対して補助することは、三世帯同居の推進に対する支援として、妥当である。 また、子育て世帯近居助成事業と同様に補助金ガイドラインに沿って29年度より補助率1/2を導入し、国費を活用した財源確保により安定した事業の運営。		4	4	
合 計(25点満点)			18	20	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> <input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容) 移住定住支援の必要性は高く、継続的な税収による費用対効果は見込める。 空家抑制と地域の担い手育成などにも効果的であり、親との同居を推進するために事業の継続が必要。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> <input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> I:継続 <input checked="" type="radio"/> II:見直し III:廃止
---	---	--	---	--



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号 128

補助金等名称	町家活用と定期マーケットによるエリアプロデュース&マネジメント事業		担当課	まちの再生課	
予算科目	会計	一般会計	款	土木費	項
	都市景観形成事業費	町家活用と定期マーケットによるエリアプロデュース&マネジメント事業補助金			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 景観		(市の取り組み) (1) 良好な景観形成の促進・支援		

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 <b>(市単独)</b> ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間 (開始)	28 年度 ~ (終了) 30 年度
補助根拠(法令・要綱等)	町家活用と定期マーケットによるエリアプロデュース&マネジメント事業補助金交付要綱
補助目的	三田駅周辺市街地における地域経済の活性化及び歴史的街並みの保全を並行して進め、同地域を魅力的で持続可能なエリアとするため、「町家活用と定期マーケットによる地域再生計画」に掲げる町家再生及び再生町家への出店者等の発掘・育成を目的に開催する定期マーケット事業に対して補助を行う。
補助対象者	地域再生計画に掲げる事業を行う者のうち、市長が認める者(三田地域振興株) ※要綱第4条
補助対象事業	町家を改修し、地域再生施設(店舗)として活用する(賃貸含む)事業 ※要綱第3条 再生町家への出店者を育成又は発掘するために、定期マーケットを継続的に運営する事業
補助対象経費	町家再生提案に係る費用、改修に係る設計監理・工事費、マーケットの企画運営委託費・会場設営費
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率(補助対象経費により1/3、10/10) ・ その他( ) 上限額(補助対象経費により3,500千円~10,000千円)

**補助金等の交付実績** ※H29年度繰越分(交付決定済補助金=10,000千円、対象経費=31,390千円)を含めています。

		29年度	28年度	27年度
交付先		三田地域振興株	三田地域振興株	
実施又は運営等に当たって要した費用①		44,244,815 円	6,485,448 円	0 円
うち、補助対象経費		41,990,000 円	6,485,448 円	
財源内訳	市補助金②	20,600,000 円	<b>49.1%</b> 6,410,000 円	<b>98.8%</b> 0 円
	一般財源	10,300,000 円	24.5% 3,205,000 円	49.4%
	国・県費	10,300,000 円	24.5% 3,205,000 円	49.4%
	その他		0.0%	0.0%
	国・県補助金③			
	自己資金④	23,644,815 円	75,448 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	22,825,315 円	8,948 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	819,500 円	66,500 円		
繰越金				

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	定期マーケット来場者数 3000人/回 定期マーケット出店者数 50店舗/回 町家活用店舗雇用者総数 12人	定期マーケット来場者数 1500人/回 定期マーケット出店者数 30店舗/回 町家活用店舗雇用者総数 6人	
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	定期マーケット来場者数 2492人/回 定期マーケット出店者数 31店舗/回 町家活用店舗雇用者総数 0人	定期マーケット来場者数 991人/回 定期マーケット出店者数 17店舗/回	

補助金等名称	町家活用と定期マーケットによるエリアプロデュース&マネジメント事業	担当課	まちの再生課
--------	-----------------------------------	-----	--------

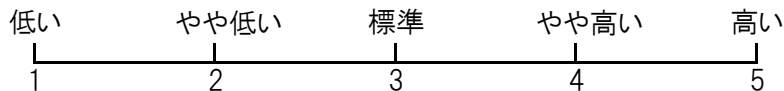
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 当該補助事業は、地域再生計画(地域再生法第5条)に基づき、事業実施主体(三田地域振興株)が中心市街地活性化に資するという設立趣意を踏まえ、主体的かつ自立的、継続的に町家再生及び関連事業を進めていくために、平成30年度までに限り、町家再生・関連事業のノウハウ取得及び事業費について市が支援するものである。このため、市の直接執行等ではなく、補助金等による支援が妥当である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
	補助率等	a以外の補助率等を採用する理由			
公益性(5点)	事業目的は、町家再生・関連事業を通じた三田駅周辺市街地の賑わいと雇用の創出による地域経済の活性化、歴史的街並みの保全と個性的な店舗の集積による地域魅力の向上にあり、市民・事業者還元される事業である。また、総合計画、都市マス、景観計画等と整合している。		5		
必要性(5点)	町家再生事業は採算性が低く、公益団体による実施や公的支援無くして促進することは困難である。平成18年度以降、多くの町家が除却(約180→150棟)されており、歴史的街並みが消失する前に加速的に町家再生を促進するため必要な事業である。		5		
有効性(5点)	効果測定のための指標については、地域再生計画及び地方創生推進交付金実施計画に重要業績評価指標(KPI)として定めた指標である。		5		
公平性(5点)	当該事業は町家再生を促進するためのモデル事業であるが、三田駅周辺地域に町家再生を主たる事業とする中間事業者がないため、地域再生計画において事業実施主体として掲げる三田地域振興株に補助対象者を限定している。(地域再生計画に記載済)		3		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(1/3~10/10) <input type="checkbox"/> c. 定額(            円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	(補助金率について) ・定期マーケット開催に係る補助について補助率10/10と定めているが、出店者数の増加に伴う出店料収入により、執行ベースの補助率は徐々に低下していく見込みである。平成31年度以降は自立運営。 ・町家改修に係る町家の再生提案・事業計画立案・テナント誘致等に関して、専門家の伴走型支援を得るための経費について、補助率10/10と定めているが、事業成り立ちが確認できない段階の経費であるため、事業の公益性及び事業実施主体の経営への影響を考慮し、最大限の支援としている。 ・町家改修に係る設計監理・工事費の助成については、平成29年度において補助率を1/3に見直すとともに、県古民家再生促進支援事業による協調補助を得られるよう補助要綱を改正している。			3	
合 計(25点満点)			21		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> (I:継続    II:見直し    III:廃止) (具体的内容) 基本的には継続とする。 なお、当事業は地方創生推進交付金採択事業の対象期間である平成30年度までの時限措置としており、平成31年度以降の町家再生に対する補助については、関連事業と合わせて見直しを行う予定である。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> I:継続 II:見直し III:廃止
--	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 133

補助金等名称	建替工事費補助・防災ベッド等設置補助			担当課	審査指導課			
予算科目	会計	一般会計	款	土木費	項	都市計画費	目	建築指導費
	小事業	15	民間既存建築物耐震改修事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 良好な住まい		(市の取り組み)		耐震診断、改修の推進			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独(国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象)】
補助期間(開始)	25年度～(終了) 37年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市わが家の耐震改修促進事業補助金交付要綱
補助目的	「三田市耐震改修促進計画」及び「ひょうごの住宅防災・安全整備計画」に基づき、三田市内に存する住宅の所有者等に対してその耐震改修工事費等の経費の一部を補助することにより、住宅の耐震改修等の促進を図り、安全かつ安心な住まいとまちづくりを推進する。
補助対象者	旧耐震住宅の所有者
補助対象事業	建替工事費補助・防災ベッド等設置補助
補助対象経費	住宅の建替工事(解体+新築)に要する経費、防災ベッド等設置に要する経費
補助金額 又は補助率	定額([建替]100万/[防災ベッド]10万)円 ・ 定率( / ) ・ その他( ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		1	1	3
実施又は運営等に当たって要した費用①		39,751,560 円	27,439,372 円	86,217,108 円
うち、補助対象経費		39,751,560 円	27,439,372 円	86,217,108 円
財源内訳	市補助金②	1,000,000 円 <b>2.5%</b>	1,000,000 円 <b>3.6%</b>	3,000,000 円 <b>3.5%</b>
	一般財源	250,000 円 0.6%	250,000 円 0.9%	750,000 円 0.9%
	国・県費	750,000 円 1.9%	750,000 円 2.7%	2,250,000 円 2.6%
	その他	0 円 0.0%	0 円 0.0%	0 円 0.0%
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	38,751,560 円	26,439,372 円	83,217,108 円
	下記以外の資金(会費等)	38,751,560 円	26,439,372 円	83,217,108 円
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円	
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	住宅の耐震化率97% (平成37年) 平成29年換算:94.0%	住宅の耐震化率97% (平成37年) 平成28年換算:93.6%	住宅の耐震化率95% (平成27年)
実績値(成果指標)	29年度 住宅の耐震化率93.1% (推計値) 住宅土地統計調査統計値 (H20:91.7%→H25:92.5%)	28年度 住宅の耐震化率93.0% (推計値) 住宅土地統計調査統計値 (H20:91.7%→H25:92.5%)	27年度 住宅の耐震化率92.8% 住宅土地統計調査統計値 (H15:90.3%→H25:92.5%)

補助金等名称	建替工事費補助・防災ベッド等設置補助	担当課	審査指導課
--------	--------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 三田市耐震改修促進計画に明記された三田市が取り組むべき住宅の耐震化支援策(補助制度)であり、同計画に掲げる住宅の耐震化率の目標値97%(平成37年)の達成に不可欠な制度である。又、住宅の耐震化に関する国の基本方針により、地方自治体に求められているものである。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	近い将来、その発生が予測されている巨大地震に対して、住宅の耐震化は国民の生命を守るとともに防災・減災の観点から公益性が高い。国の基本方針、兵庫県耐震改修促進計画に基づき策定した三田市耐震改修促進計画による補助事業であり、第4次三田市総合計画とも整合がとれている。		5		
必要性 (5点)	三田市耐震改修促進計画で掲げる住宅の耐震化率の目標値97%(平成37年)の達成に向けて継続的に実施すべき補助事業であり、耐震化率上昇に直接つながるため、その必要性は非常に高い。また、この役割を果たせるのは行政でしかない。		5		
有効性 (5点)	住宅の耐震化率という明確な指標がある。又、補助制度の活用による耐震化率上昇はもちろんのこと、補助制度の存在が住宅の耐震化に関する啓発活動において有効に働く。		5		
公平性 (5点)	補助の対象は旧耐震住宅(昭和56年以前)に限られるが、大地震が発生した場合に、旧耐震住宅の倒壊が、火災の発生及び延焼、避難経路の閉塞等といった被害の拡大につながる恐れが高いため、旧耐震住宅の耐震化は社会的効果があり、その必要性は非常に高い。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(100万円/10万円)	a以外の補助率等を採用する理由	兵庫県の補助金交付規則、要綱、要領による	
	補助金は、社会資本整備総合交付金交付要綱に合致するものであり、兵庫県の補助金交付規則・要綱・要領及び三田市補助金交付規則・要綱に基づき支出されるもので、会計処理についても適切に行われている。		5		
合 計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
(I:継続 II:見直し III:廃止)	(I:継続 II:見直し III:廃止)	(I:継続 II:見直し III:廃止)
(具体的内容)  三田市耐震改修促進計画で目標としている「住宅の耐震化率97%(平成37年)」を達成するため、住宅の耐震化啓発と補助制度は相互に必要な不可欠であると考え。 平成30年度から建替工事費補助廃止 ・防災ベッド設置補助はH29からシート統合		

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 135

補助金等名称	生活道路舗装整備事業補助金				担当課	道路河川課	
予算科目	会計	一般	款	総務費	項	総務監理費	目
	小事業	15	生活道路整備助成事業費				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 交通ネットワーク			(市の取り組み) 道路施設の適正な維持管理費			

補助金等の概要

分類区分	建設事業補助	市単独	国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無	地域対象
補助期間(開始)	年度	～(終了)	年度	単年で実施
補助根拠(法令・要綱等)	生活道路舗装整備事業補助金交付要綱			
補助目的	生活道路の舗装整備事業に要する経費の一部を補助する。			
補助対象者	区・自治会、受益地区の代表者			
補助対象事業	側溝等の付属工事を含まない生活道路の舗装工事			
補助対象経費	生活道路の舗装工事			
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( 1/2又は1/3 ) ・ その他( ) 上限額( 予算の範囲内 )千円			

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		5	3	3			
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,782,800 円	5,153,598 円	1,096,200 円			
うち、補助対象経費		2,782,800 円	4,677,756 円	1,096,200 円			
財源内訳	市補助金②	810,000 円	29.1%	884,200 円	18.9%	471,400 円	43.0%
	一般財源	810,000 円	29.1%	884,200 円	18.9%	471,400 円	43.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	1,972,800 円		4,269,398 円		624,800 円	
	下記以外の資金(会費等)	1,972,800 円		4,269,398 円		624,800 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)			
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)			

補助金等名称	生活道路舗装整備事業補助金	担当課	道路河川課
--------	---------------	-----	-------

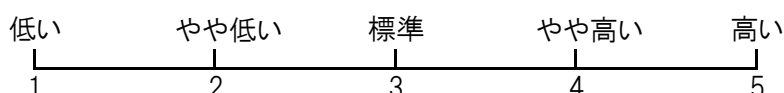
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

<b>適切</b>	(いずれの場合も具体的内容を記載) 生活道路は、地域住民の生活に密着した道路であり、舗装についても地元負担である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	生活道路の舗装は、利用者が安全安心に通行できる。		4		
必要性 (5点)	生活道路を地元で長期に渡り、適切に維持管理していくため。		5		
有効性 (5点)	地元負担の軽減		5		
公平性 (5点)	生活道路の定義(公道に準ずる道路 公道以外)		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( 円)	4		a以外の補助率等を採用する理由
	補助金の支出や手続きは要綱に基づき適切に行われている。また、補助率も受益戸数2戸以上で行う場合は1/2以下、受益戸数1戸で行う場合は1/3以下となっている。				
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> <input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容) 生活道路の舗装については、毎年要望があることから、今後も補助金制度は必要である。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> <input type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> <input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止
---	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 136

補助金等名称	民間開発団地内道路を市道認定するための道路整備事業補助金			担当課	道路河川課	
予算科目	会計	一般	款	土木費	項	道路橋梁費
	目	道路橋梁維持管理費				
小事業	10	道路橋梁維持管理費				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 交通ネットワーク		(市の取り組み) 道路施設の適正な維持管理費			

補助金等の概要	
分類区分	建設事業補助 (市単独) 国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・(地域対象)
補助期間 (開始)	年度 ~ (終了) 年度 1申請につき1回の交付
補助根拠(法令・要綱等)	民間開発団地内道路を市道認定するための道路整備事業補助金交付要綱
補助目的	民間開発団地内道路を市道認定するための道路整備事業に要する経費の一部を補助する。
補助対象者	開発団地住民組織又は団地自治会等
補助対象事業	道路施設用地の所有権を道路管理者に帰属する手続き
補助対象経費	土地調査、測量及び登記行為(分筆、地図訂正、地籍更正等)
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( 1/2 ) ・ その他( ) 上限額( 5,000 ) 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		1		1		2	
実施又は運営等に当たって要した費用①		880,375 円		138,000 円		2,108,810 円	
うち、補助対象経費		880,375 円		138,000 円		2,108,810 円	
財源内訳	市補助金②	440,187 円	50.0%	69,000 円	50.0%	1,054,405 円	50.0%
	一般財源	440,187 円	50.0%	69,000 円	50.0%	1,054,405 円	50.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	440,188 円		69,000 円		1,054,405 円	
	下記以外の資金(会費等)	440,188 円		69,000 円		1,054,405 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)		/		/		/	
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)		/		/		/	

補助金等名称	民間開発団地内道路を市道認定するための道路整備事業補助金	担当課	道路河川課
--------	------------------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

<b>適切</b>	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市への道路の帰属は地元要望に基づくものであるため、手続きに要する費用は要望者の負担となる。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	帰属後は三田市道となり、一般の交通の用に供される。		4		
必要性 (5点)	道路の帰属を希望する民間開発団地の居住者は高齢化しており、帰属手続きに要する諸費用は居住者の大きな負担となっている。		5		
有効性 (5点)	地元負担の軽減。		4		
公平性 (5点)	道路の帰属にあたっては、必ず事前相談があり、全ての相談者に対し、同様の説明をしたうえで、要綱に基づく交付の適否を判断していることから、公平性は確保されている。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
	補助金の支出や手続きは要綱に基づき適切に行われている。また、補助率も1/2以下となっている。		5		
合計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
<input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容) 市への民間開発団地内道路の帰属については、毎年数件の相談があることから、今後も補助金制度は必要である。	<input type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	137
------	-----

補助金等名称	市花さつき普及奨励事業補助金			担当課	公園みどり課			
予算科目	会計	一般	款	衛生費	項	保健衛生費	目	環境美化推進費
	小事業	21	市花さつき普及奨励事業補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 安らぎのある暮らし			(市の取り組み) 緑化活動支援体制の充実				

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 <b>市単独</b> ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始)平成19年度～(終了)平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	市花さつき普及奨励事業補助金交付要綱
補助目的	市花である「さつき」を通じた園芸の研究及び普及による明るく住みよい街づくりの実現及び文化の向上に寄与することを目的として、さつきの普及啓発事業及び研究事業に要する経費の全部又は一部を補助する。
補助対象者	市花さつきの普及啓発を目的として設立した市内10人以上で構成された団体
補助対象事業	さつき普及啓発事業、さつき研究事業
補助対象経費	補助対象事業に要する経費
補助金額 又は補助率	定額( )円・定率( 1/2 )・その他( ) 上限額(120千円)

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市さつき会		三田市さつき会		三田市さつき会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		535,926円		542,637円		527,968円	
うち、補助対象経費		120,000円		120,000円		120,000円	
財源内訳	市補助金②	120,000円	100.0%	120,000円	100.0%	120,000円	100.0%
	一般財源	120,000円	100.0%	120,000円	100.0%	120,000円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	415,926円		422,637円		407,968円	
	下記以外の資金(会費等)	66,000円		74,000円		72,000円	
その他収入(参加料・協賛金等)	266,267円		264,685円		332,135円		
繰越金	83,659円		83,952円		3,833円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	来場者数700人	来場者数700人	来場者数700人
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	来場者数600人	来場者数600人	来場者数600人

補助金等名称	市花さつき普及奨励事業補助金	担当課	公園みどり課
--------	----------------	-----	--------

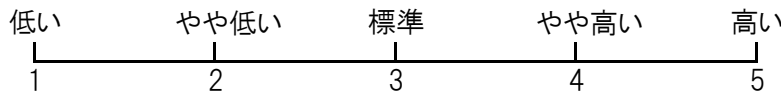
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 補助事業を明確にし、団体運営補助から事業補助に変更したことから、補助金の手法は適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	・昭和43年の市制10周年記念により市花を「さつき」に選定した。 ・さつきまつりにさつきの盆栽を展示することで、さつきの魅力を発信し、多くの市民に親しまれている。		3		
必要性 (5点)	・補助金を削減すると、さつきの普及啓発等を行う団体がなくなる。		3		
有効性 (5点)	・毎年さつきまつりには、約600人程度の来場者もあることから、市民の理解・支持を得ている。		4		
公平性 (5点)	・市花であるさつきの普及啓発に取り組んでおり、市花のPRに貢献している。 ・これからの高齢化社会に向けて、盆栽に興味を持つことで、生きがいの創出・人となりが等有効な手段であると考える。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( 円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	・補助対象経費を「さつき普及啓発事業」と「さつき研究事業」に特定し、補助対象経費の1/2、上限を各事業60,000円としたこと、団体運営補助から事業補助に変更したことから、補助金の手法は適切である。			3	
合 計(25点満点)			16		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
I : 継続 <b>II : 見直し</b> III : 廃止	I : 継続    II : 見直し    III : 廃止	I : 継続
(具体的内容) 補助金について、団体補助から事業補助に平成30年度当初から切り替える。	(具体的内容)	II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—単独)

整理番号 140

補助金等名称	三田市企業人権を考える会事業費補助金			担当課	産業政策課			
予算科目	会計	一般会計	款	商工費	項	商工費	目	労働対策費
	小事業	01529						
総合計画施策体系	(取り組み目標) 人権尊重のまちづくり (市の取り組み) 同和問題の解決と人権尊重社会の推進							

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市企業人権を考える会事業費補助金交付要綱
補助目的	当団体は、昭和53年に発足以来、市内企業の発展と相まって従業員の人命を尊重し、お互いに人としての権利を守り明るい職場づくりを進めるため、企業・事業所を対象とした研修会、各企業における自主的な研修の促進等の事業を実施しており、市としても、市民や各団体と共にあらゆる差別の解消に向けた取り組みを推進するため。
補助対象者	三田市企業人権を考える会
補助対象事業	協議会の運営に関する事業(推進委員会、通常総会等)、企業・事業所を対象とした人権研修会等
補助対象経費	上記の事業に掛かる経費、研修に必要な教材等の購入
補助金額 又は補助率	上限額(予算で定めた金額の範囲内)

補助金等の交付実績

		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市企業人権を考える会		三田市企業同和教育推進協議会		三田市企業同和教育推進協議会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		312,703 円		243,992 円		323,969 円	
うち、補助対象経費		312,703 円		243,992円		323,969円	
財源内訳	市補助金②	200,000 円	64.0%	134,000 円	54.9%	200,000 円	61.7%
	一般財源	200,000円	64.0%	134,000円	54.9%	200,000円	61.7%
	国・県費	円	0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	その他	円	0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	国・県補助金③	円		円		円	
	自己資金④	112,703 円		109,992 円		123,969 円	
	下記以外の資金(会費等)	111,002 円		109,501円		108,044円	
	その他収入(参加料・協賛金等)			円		円	
繰越金	1,701 円		491円		15,925円		

補助の効果

		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)		加入事業者数 80 研修回数 4回		加入事業者数 80 研修回数 4回		加入事業者数 75 研修回数 4回	
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)		加入事業者数 74 研修回数 4回		加入事業者数 73 研修回数 5回		加入事業者数 72 研修回数 4回	

補助金等名称	三田市企業人権を考える会事業費補助金	担当課	産業政策課
--------	--------------------	-----	-------

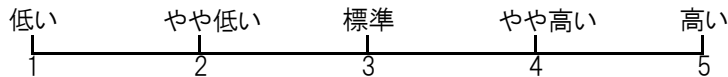
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

<b>適切</b>	(いずれの場合も具体的内容を記載) 現在74事業所が加入しており、企業の発展と相まって従業員の人命を尊重し、お互いに人としての権利を守り明るい職場づくりを進めるために必要な補助事業と考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	第4次総合計画に「人権尊重のまちづくり」を目標に、「行政の責任のもと市民と共に人権のまちづくりに向けた施策を推進する」との方針を掲げている。企業も地域の一市民として社会的問題に取り組み、社会全体の利益を考えることが重要であることから、企業が従業員と共に明るい職場づくりや様々な差別解消に向けた取り組みを推進していく必要があると考える。		5		
必要性 (5点)	当団体は、昭和53年に発足以来、市内企業の発展と相まって従業員の人命を尊重し、お互いに人としての権利を守り明るい職場づくりを進めるため、各企業における自主的な研修の促進、会報の発行、加入促進による組織の充実等を図る事業を実施している。また、企業・事業所を対象とした人権研修会を開催するとともに、市との共催事業であるワークライフバランスを推進する講座も開催している。 市としても、企業に対する人権研修や広報啓発等は重要であるとの考えから、三企考の取り組みに対して支援を行っている。		5		
有効性 (5点)	市との共催事業であるワークライフバランスを推進する講座の開催や様々な研修会を行っており、事業所や人事担当者など毎年一定数の参加があり、費用対効果も高いと思われる。		4		
公平性 (5点)	三企考では、毎年、広報等により市内の企業及び関連団体へ加入を呼びかけている。また、三企考主催による人権研修会及び市との共催で開催しているワークライフバランス講座については、会員企業に限定せず、広く市民一般へも広報紙等により参加案内を行っている。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(200,000円)	<input type="checkbox"/> a以外の補助率等を採用する理由 自主財源が限られており、事業に掛かる費用の大半を補助金でまかなっているため。		
	三田市補助金等交付規則及び三田市企業人権を考える会事業費補助金交付要綱に基づいて支出しており、毎年協議会が選出する監事による監査を受けている。 補助金が事業費の1/2を超えているが、第4次総合計画の目標の一つである人権尊重のまちづくりとして、行政の責任による、人権のまちづくりに向けた施策の推進を掲げている。		5		
合 計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
<b>I : 継続</b> II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容) 平成29年度から事業補助へと転換した上で、事業内容の公益性や必要性及び行政の責務等から判断し、継続が妥当と考える。	I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

						整理 番号	141
補助金等名称	三田市商工会運営費補助金				担当課	産業政策課	
予算科目	会計	一般会計	款	商工費	項	商工費	目
	小事業	01472	三田市商工会運営費補助金				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域経済の活性化		(市の取り組み)		商工業の振興		

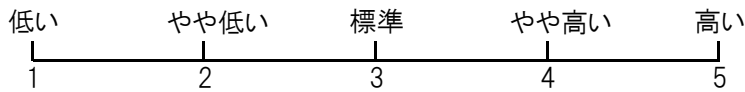
<b>補助金等の概要</b>							
分類区分	団体運営補助一市施策補完型【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】						
補助期間	(開始) 平成24年度～(終了) 平成29年度						
補助根拠(法令・要綱等)	三田市商工会運営費補助金交付要綱						
補助目的	市内商工業の振興を図るため、三田市商工会の健全な運営に要する経費の一部を補助する						
補助対象者	三田市商工会						
補助対象事業	(1)市内商工業者の経営改善普及事業、(2)商工会の管理事業						
補助対象経費	(1)経営改善普及事業に要する人件費、福利厚生費、事務局長設置費、旅費、福利環境整備費、特別研究指導費、金融指導事務費、事務費、講習会開催費、小規模事業施策普及費。 (2)管理事業に要する人件費、福利厚生費、旅費、事務費。						
補助金額 又は補助率	【(1)経営改善普及事業】定率(人件費等→8/10、事務費等→5/10)・上限額(予算の範囲内) 【(2)管理事業】定率(人件費等→8/10、事務費等→5/10)・上限額(予算の範囲内)						

<b>補助金等の交付実績</b>							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市商工会		三田市商工会		三田市商工会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		84,543,388円		88,783,245円		89,826,337円	
うち、補助対象経費		52,886,987円		51,133,169円		48,067,636円	
財 源 内 訳	市補助金②	13,596,000円	25.7%	12,627,000円	24.7%	11,637,000円	24.2%
	一般財源	13,596,000円	25.7%	12,627,000円	24.7%	11,637,000円	24.2%
	国・県費		0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	その他		0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	国・県補助金③	36,983,603円		36,440,156円		35,313,972円	
	自己資金④	33,963,785円		39,716,089円		42,875,365円	
	下記以外の資金(会費等)	33,963,785円		39,716,089円		42,875,365円	
	その他収入(参加料・協賛金等)			円		円	
繰越金			円		円		

<b>当該団体の概要</b>			
団体等の名称	三田市商工会	所在	三田市・三田市外
資本金等の額	—	主な財源(活動資金)	兵庫県補助金、兵庫県商工会連合会補助金、市補助金
構成員及び人数	市内商工業者	1,129事業所	設立年月日 昭和36年7月1日
主な活動内容	(1)経営改善普及事業(※市補助金対象) 市内商工業者の経営等に関する支援や指導、各種経営相談、融資斡旋、創業や経営に関する講習会等の開催 (2)地域総合振興事業(※市補助金対象外) 各種部会・委員会(商業部会、工業部会、青年部、女性部等)の運営		

補助金等名称	三田市商工会運営費補助金	担当課	産業政策課
--------	--------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。  
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	商工会は、市内の商工業事業者の経営改善・地域振興の推進並びに県・市の中小企業振興施策の円滑な推進に大きく寄与する取り組みを行っている。 第4次総合計画の目標として「地域経済の活性化」、市の取り組み内容として“商工会と連携”による「商工業の振興」を掲げている。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	商工会は、商工会法に基づき、昭和36年7月1日に市内商工業者の振興と地域の総合的な発展を目的に設立され、市内商工業の活性化支援や商工業事業者の経営改善指導、創業支援、魅力ある商店街づくり等を担う団体である。 また、市と連携して市の商工業振興に関する事業を推進している市内唯一の団体である。 また、三田版総合戦略に掲げる創業支援や市街地(商店街)活性化に関する事業等についても、商工会と連携しながら事業を推進していくことを掲げている。		10		
公平性(5点)	市と連携して、市の商工業振興に関する事業を推進している市内唯一の団体であり、商工会会員に限定した事業だけでなく、広く一般の住民(企業)を対象とした事業(経営相談、創業セミナーなど)も実施している。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 1/2以下(商工会事業のうち、経営改善普及事業及び管理事業に掛かる事務費等)</li> <li>■ b. 上記以外(経営改善普及事業及び管理事業に掛かる人件費等の8/10)</li> </ul>	a以外の補助率等を採用する理由	商工会事業のうち、補助対象経費は「経営改善普及事業」及び「管理事業」に限られており、補助金額の割合については、平成29年度は補助対象経費の25.7%、また商工会の全決算額の16.1%となっている。	
	三田市補助金等交付規則及び三田市商工会運営費補助金交付要綱に基づいて支出しており、毎年産業政策課により運営指導検査を実施し、会計処理、用途に関する指導を行っている。		5		
合計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続 II:見直し <b>III:廃止</b> (具体的内容) 補助金等見直しガイドラインに基づき見直しを行い、商工業者の振興及び産業の活性化を推進する地域産業振興事業に関する補助金を創設し、商工会運営費補助金を平成30年度から廃止した。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

						整理 番号	142
補助金等名称	三田市商業振興対策事業費補助金				担当課	産業政策課	
予算科目	会計	一般	款	商工費	項	商工費	目
	小事業	02961	商業振興対策事業費補助金				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域経済の活性化		(市の取り組み)		商工業の振興		

**補助金等の概要**

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 <b>市単独</b> ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】						
補助期間	(開始) 平成24年度～(終了) 平成29年度						
補助根拠(法令・要綱等)	三田市商業振興対策事業費補助金交付要綱						
補助目的	三田市商工会が商業の振興に寄与するために、市街地賑わいイベント事業等の円滑な実施及びそれに必要な体制を確立する事業に要する経費の一部を補助する。						
補助対象者	三田市商工会						
補助対象事業	市街地賑わいイベント事業等の企画運営、商店街が実施するイベント事業等にかかる調整・指導、三田市及び商店街の情報発信等。						
補助対象経費	事業に係る職員の人件費、福利厚生費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等。						
補助金額 又は補助率	定額( )円・定率( 7/10 )・その他( ) 上限額( 3,000 ) 千円						

**補助金等の交付実績**

		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市商工会		三田市商工会		三田市商工会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,446,853 円		4,062,167 円		2,521,780 円	
うち、補助対象経費		2,446,853 円		4,062,167 円		2,521,780 円	
財源内訳	市補助金②	1,712,000 円	70.0%	2,843,000 円	70.0%	1,765,000 円	70.0%
	一般財源	1,712,000 円	70.0%	2,843,000 円	70.0%	1,765,000 円	70.0%
	国・県費	円	0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	その他	円	0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	国・県補助金③	円		円		円	
	自己資金④	734,853 円		1,219,167 円		756,780 円	
	下記以外の資金(会費等)	734,853 円		1,219,167 円		756,780 円	
その他収入(参加料・協賛金等)			円		円		
繰越金			円		円		

**補助の効果**

		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)				市街地賑わいイベントの実施運営及び調整の支援 ◆三田あきんどまつり 来場者数12,000人 ◆三田バル 参加75店舗 チケット販売数 1,200冊		市街地賑わいイベントの実施運営及び調整の支援 ◆三田あきんどまつり 来場者数12,000人 ◆三田バル 参加70店舗 チケット販売数 1,200冊	
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)		市街地賑わいイベントの実施運営及び調整の支援 ◆三田あきんどまつり 来場者数13,000人 ◆三田バル 参加78店舗 チケット販売数 1,239冊		市街地賑わいイベントの実施運営及び調整の支援 ◆三田あきんどまつり 来場者数10,000人 ◆三田バル 参加73店舗 チケット販売数 1,040冊		市街地賑わいイベントの実施運営及び調整の支援 ◆三田あきんどまつり 来場者数11,500人 ◆三田バル 参加61店舗 チケット販売数 1,105冊	

補助金等名称	三田市商業振興対策事業費補助金	担当課	産業政策課
--------	-----------------	-----	-------

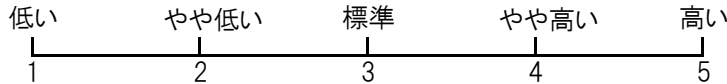
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」とであると判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

<b>適切</b>	(いずれの場合も具体的内容を記載) 商工会が、市街地賑わいイベント事業の企画運営や商店街が実施するイベント事業の調整・指導、商店街の空き店舗情報の把握等、商店街の活性化を図るうえで必要な実施体制を確立するための補助事業であり、商店街の活性化や商業の振興は市と商工会が連携して取り組む必要があるため、補助金による手法が望ましいと考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	商工会が商業の振興に寄与するため、市街地賑わいイベント事業等の円滑な実施及びそれに必要な体制を確立する事業に必要なものであり、第4次総合計画の目標として「地域経済の活性化」、市の取り組み内容として“商工会と連携による空き店舗対策等の魅力ある商店街づくり”を掲げている。		5		
必要性 (5点)	商工会は、商工会法に基づき、昭和36年7月1日に市内商工業者の振興と地域の総合的な発展を目的に設立され、市内商工業の活性化支援や商工業事業者の経営改善指導、創業支援、魅力ある商店街づくり等を担う団体である。 また、市と連携して市の商工業振興に関する事業を推進している市内唯一の団体である。		5		
有効性 (5点)	商工会が、市街地賑わいイベント事業の企画運営や商店街が実施するイベント事業の調整・指導、商店街の空き店舗情報の把握等、商店街の活性化を図るうえで必要な実施体制を確立するための補助事業である。		4		
公平性 (5点)	商業の振興を目的とした、市街地賑わいイベント事業等の円滑な実施及びそれに必要な体制を確立する事業を対象としたものであり、必要性の高いものとする。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(7/10) <input type="checkbox"/> c. 定額(            円)	a以外の補助率等を採用する理由	市街地賑わいイベント等、商業の振興を推進する体制づくりに必要な事業を対象とした人件費等の補助であり、事業推進に不可欠なものとする。	
	三田市補助金等交付規則及び三田市商業振興対策事業費補助金交付要綱に基づき支出している。			4	
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I : 継続    II : 見直し <b>III : 廃止</b> (具体的内容) 補助金等見直しガイドラインに基づき見直しを行い、商工業者の振興及び産業の活性化を推進する地域産業振興事業に関する補助金を創設し、商業振興対策事業費補助金を平成30年度から廃止した。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---	---	---



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

						整理 番号	143
補助金等名称		観光協会事業補助金			担当課	産業政策課	
予算科目	会計	一般会計	款	商工費	項	商工費	目
	小事業	02778	観光協会事業補助金				
総合計画施策体系		(取り組み目標) 多様な交流観光の創出			(市の取り組み)	「体験型」観光の促進	

**補助金等の概要**

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助	【 <b>市単独</b> ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始)	平成 29 年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市観光振興事業補助金交付要綱	
補助目的	三田の特色を活かした魅力ある観光事業を振興することを目的とする。	
補助対象者	三田市観光協会	
補助対象事業	観光の活性化を図るための事業	
補助対象経費	観光物産のキャンペーン、観光促進イベントの開催、各種イベントへの参画、その他観光振興に要する経費	
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( / ) ・ その他( 予算で定めた額の範囲内 ) 上限額( ) 千円	

**補助金等の交付実績**

		29年度	28年度	27年度
交付先		三田市観光協会		
実施又は運営等に当たって要した費用①		30,103,656 円	0 円	0 円
うち、補助対象経費		30,103,656 円		
財 源 内 訳	市補助金②	8,995,000 円	<b>29.9%</b>	0 円
	一般財源	8,995,000 円	29.9%	
	国・県費		0.0%	
	その他		0.0%	
	国・県補助金③			
	自己資金④	21,108,656 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	1,290,000 円		
その他収入(参加料・協賛金等)	19,709,060 円			
繰越金	109,596 円			

**補助の効果**

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	イベント参加者数 さくらウォーク(1,250人)、桜の プロムナード(3,800人)、 味覚まつり(10,800人)			
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	イベント参加者数 さくらウォーク(984人)、桜の プロムナード(5,000人)、味 覚まつり(11,000人)			

補助金等名称	観光協会事業補助金	担当課	産業政策課
--------	-----------	-----	-------

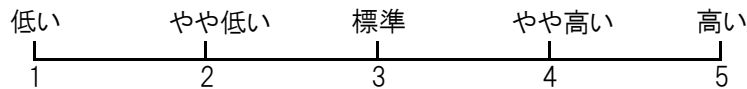
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」とであると判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	上記の事業は、市と協会の連携のもと、協会の強みやノウハウを活かした観光事業であるが、主たる目的は魅力の発信・PRであり、営利を強く求める事業ではないため補助金による手法が望ましいと考える。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性(5点)	市内外からのイベント来訪者に、三田の観光資源の魅力を広く発信し、更なる誘致(訪問者のレポートを含む)を図ることを目的とした事業である。		5		
必要性(5点)	「さくら」や「三田肉・三田米・三田栗」などの特産品は、三田の主な観光資源の一つであり、集客イベントはこれらをPRする絶好の機会である。		5		
有効性(5点)	集客イベントでは、一度に多くの訪問者に三田の魅力(自然や味覚など)を直接感じてもらえ、効果的にその魅力を伝えることができる。		4		
公平性(5点)	市と連携して行っている事業であり、他の関連団体の協力を得て広く魅力発信に取り組むなど、その効果は一部ではなく広く及ぶものである。		4		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(予算の範囲内)	a以外の補助率等を採用する理由	地域の観光振興や魅力発信を目的として、公益・公共性の高い観光事業を実施していることから、一定の費用を予算の範囲内で補助している。	
	観光協会は、三田の特色を活かした魅力ある観光事業を通して観光振興に取り組んでおり、その事業推進に精通した団体である。補助金交付要綱に基づいて観光振興を推進しており、その執行は妥当である。		5		
合計(25点満点)			23		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 平成29年度から運営体制の見直しを行い、市と連携しながら協会の強みを活かした事業展開により観光振興に主体的に取り組む体制を整備すると共に、協会が取り組む公益・公共性の高い事業について補助金対象経費の見直しを行った。	<b>評価の確認(2次評価)</b> I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> I: 継続 II: 見直し III: 廃止
--	--	--

補助金等点検シートA(事業補助等—単独)

						整理 番号	145
補助金等名称	三田市勤労者福利厚生事業等補助金				担当課	産業政策課	
予算科目	会計	一般会計	款	商工費	項	商工費	目
	小事業	01518	勤労者福利厚生活動事業費補助金				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域経済の活性化		(市の取り組み)		その他		

<b>補助金等の概要</b>							
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】						
補助期間	(開始)	平成10年度			～(終了)	年度	
補助根拠(法令・要綱等)	三田市勤労者福利厚生事業等補助金交付要綱						
補助目的	勤労者の福利厚生事業並びに勤労者の福祉向上に必要な事業の経費の全部又は一部を補助する。						
補助対象者	市内の労働団体の多数が加入する団体						
補助対象事業	勤労者の福利厚生事業、その他勤労者の福祉の向上に必要な事業						
補助対象経費	(1) 勤労者の文化・教養の普及となる事業、(2) 勤労者のスポーツ・レクリエーションの普及となる事業、(3) 勤労者の健康づくりのための事業、(4) 勤労者に関する法律等の啓発・普及促進のための事業、(5) 勤労者福祉に関する調査研究を総合的に推進する事業、(6) 勤労者の福祉の向上に寄与すると市長が認める事業						
補助金額 又は補助率	【(1)(2)(3)】 定率(1/2)・上限額(予算の範囲内)			【(4)(5)(6)】 上限額(予算の範囲内で市長が定めた額)			

<b>補助金等の交付実績</b>							
		29年度		28年度		27年度	
交付先	連合三田地区連絡会		連合三田地区連絡会		連合三田地区連絡会		
実施又は運営等に当たって要した費用①	1,012,367円		1,197,274円		1,211,113円		
うち、補助対象経費	410,530円		504,948円		494,065円		
財源内訳	市補助金②	189,000円	46.0%	189,000円	37.4%	189,000円	38.3%
	一般財源	189,000円	46.0%	189,000円	37.4%	189,000円	38.3%
	国・県費	円	0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	その他	円	0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	国・県補助金③	円		円		円	
	自己資金④	823,367円		1,008,274円		1,022,113円	
	下記以外の資金(会費等)	280,867円		378,274円		378,613円	
その他収入(参加料・協賛金等)	542,500円		630,000円		643,500円		
繰越金							

<b>補助の効果</b>			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	ソフトバレーボール大会参加チーム ⇒35チーム ホウリング大会及び交流会 ⇒参加延べ人数170名	ソフトバレーボール大会参加チーム ⇒35チーム ホウリング大会及び交流会 ⇒参加延べ人数170名	ソフトバレーボール大会参加チーム ⇒35チーム ホウリング大会及び交流会 ⇒参加延べ人数170名
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	ソフトバレーボール大会参加チーム ⇒33チーム ホウリング大会及び交流会 ⇒参加延べ人数188名	ソフトバレーボール大会参加チーム ⇒30チーム ホウリング大会及び交流会 ⇒参加延べ人数179名	ソフトバレーボール大会参加チーム ⇒35チーム ホウリング大会及び交流会 ⇒参加延べ人数169名

補助金等名称	三田市勤労者福利厚生事業等補助金	担当課	産業政策課
--------	------------------	-----	-------

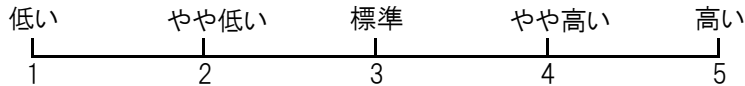
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」とであると判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市内23労働団体、4,129人(平成29年10月現在)が加入している連合三田地区連絡会が、加入団体及び非加入団体も含め、広く勤労者の福利厚生を目的とした交流事業等を実施しており、勤労者の福祉向上に必要な補助事業と考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	勤労者の働きやすい職場づくりのため、三田市勤労者福利厚生事業等補助金交付要綱に基づき、「市内の労働団体の多数が加入する団体」を対象に、勤労者の福利厚生事業並びに勤労者の福祉向上に必要な事業を補助している。		4		
必要性 (5点)	働きやすい環境づくりや勤労者福祉の増進を図ることは重要であり、市内において多数の労働団体が加入する団体を実施する福利厚生事業並びに福祉向上に必要な事業を対象としている。		4		
有効性 (5点)	補助金対象者となっている「連合三田地区連絡会」については、補助対象事業の大部分を団体負担及び参加者負担で賄っており、補助金額の割合は低い。また、勤労者を対象とした事業・イベント等についても毎年一定数の参加があり、費用対効果も高いと思われる。		4		
公平性 (5点)	多数の労働団体及び組合員が加入する団体の福利厚生事業や同団体が実施する市内全ての在勤者を対象とした事業を補助することにより、多くの勤労者への波及効果が期待できる。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 ※勤労者の福利厚生事業 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
	三田市補助金等交付規則及び三田市勤労者福利厚生事業等補助金交付要綱に基づき支出している。			4	
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 勤労者を対象とした福利厚生及び福祉の向上を目的とした事業への補助であり、費用対効果も高く、広く勤労者を対象とした事業も実施するなど、必要性が高いと考える。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> I:継続 II:見直し III:廃止
---	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 146

補助金等名称	三田市商業団体共同事業補助金			担当課	産業政策課
予算科目	会計	一般会計	款	商工費	項
	小事業	03426		商工費	目
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域経済の活性化		(市の取り組み)		商工業の振興

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・ <b>国県協調上乘せ無</b> ・地域対象】
補助期間	(開始) 平成12年度～(終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市商業団体共同事業補助金交付要綱
補助目的	市内の商業団体が近代化又は活性化を図るために共同で実施する事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助対象者	商店街及びその連合組織、商業者を中心とした5人以上の任意グループ等
補助対象事業	(1)共同施設設置・改修事業、(2)市民トイレ設置・管理事業、(3)イベント開催事業
補助対象経費	(1)共同施設の設置・改修に要する経費、(2)市民トイレの設置・改修、維持管理に要する経費、(3)商業団体が商業振興又は地域活性化を図るためのイベント開催に要する経費
補助金額又は補助率	【共同施設設置・改修事業】 定率(3/10)・上限額(予算の範囲内) 【市民トイレ設置・管理事業】 <<設置・改修事業>> 定率(8/10)・上限額(4,000)千円 <<維持管理事業>> 上限額(100)千円 【イベント開催事業】 定率(1/2)・上限額(350)千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		11		10		13	
実施又は運営等に当たって要した費用①		10,725,346円		10,394,333円		11,242,645円	
うち、補助対象経費		10,606,293円		10,324,700円		10,351,862円	
財源内訳	市補助金②	2,854,000円	26.9%	2,812,000円	27.2%	2,993,000円	28.9%
	一般財源	2,854,000円	26.9%	2,812,000円	27.2%	2,993,000円	28.9%
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%
	国・県補助金③	2,125,000円		2,291,000円		2,241,000円	
	自己資金④	5,746,346円		5,291,333円		6,008,645円	
	下記以外の資金(会費等)	5,746,346円		5,291,333円		5,682,645円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		326,000円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	商業団体(商店街)による共同イベントの実施又は共同施設の設置・改修等の件数 ⇒11団体	商業団体(商店街)による共同イベントの実施又は共同施設の設置・改修等の件数 ⇒13団体	商業団体(商店街)による共同イベントの実施又は共同施設の設置・改修等の件数 ⇒13団体
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	商業団体(商店街)による共同イベントの実施又は共同施設の設置・改修等の件数 ⇒11団体	商業団体(商店街)による共同イベントの実施又は共同施設の設置・改修等の件数 ⇒10団体	商業団体(商店街)による共同イベントの実施又は共同施設の設置・改修等の件数 ⇒13団体

補助金等名称	三田市商業団体共同事業補助金	担当課	産業政策課
--------	----------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)  
 補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 商店街の賑わいづくりや中心市街地の活性化は、重要な課題であり、市と地元商店街が連携を図るとともに、地元商店街等の主体的な取り組みを支援する補助金による手法が望ましいと考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。  
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市内の商業団体が近代化又は活性化を図ることを目的に実施する事業への補助金である。三田版総合戦略にも商工業の振興に関する取り組みとして、市が商店街等と連携し、魅力ある商店街づくり及び市街地の活性化を図ることを掲げている。		5		
必要性 (5点)	各商店街の自主的な企画・運営により、地域の賑わいづくりや集客の拡大を図るなど、商店街及び地域の活性化を目的としたイベントへの補助であり、商店街の活性化は市の重要な課題でもある。		4		
有効性 (5点)	商店街の賑わいや集客の拡大を図る事業(イベント等)への補助であると同時に、商店街組織の連携強化につなげることで、地域コミュニティの担い手としての役割も期待できると考える。		4		
公平性 (5点)	市内の中小事業者で地域的に組織される商店街及びその連合組織、又はそれらに属する事業者を中心とした5人以上の任意グループが対象であり、既存商店街に限定されていない。また、売り出しを主としたイベントは対象外であり、商店街及び地域の活性化を図るイベント等が対象となる。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■a. 1/2以下</li> <li>※イベント開催事業</li> <li>※共同施設設置・改修事業</li> <li>■b. 上記以外(8/10)</li> <li>※市民トイレ設置・改修事業</li> <li>■c. 定額(100,000円)</li> <li>※市民トイレ維持管理事業</li> </ul>	a以外の補助率等を採用する理由	「市民トイレ維持管理事業」は三田本町通りセンター街協同組合内に設置されている市民トイレのみが対象。 「市民トイレの設置・改修事業(補助率8/10、限度額400万円)」については、上記市民トイレの改修が対象。	
	三田市補助金等交付規則及び三田市商業団体共同事業補助金交付要綱に基づき支出している。		5		
合 計(25点満点)			23		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容) 商店街共同施設設置・改修及び商業団体イベント開催事業への補助については、商店街及び中心市街地の活性化を推進する重要施策として必要と考える。また、市民トイレの維持管理及び設置・改修事業についても、商店街の利便性向上により、来訪機会の創出を図るために設置された三田本町通りセンター街協同組合内の市民トイレが対象となっており、今後も補助金の交付が必要と考える。	I: 継続 II: 見直し III: 廃止 (具体的内容)	I: 継続 II: 見直し III: 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

						整理 番号	149
補助金等名称	三田市市街地賑わいイベント事業補助金				担当課	産業政策課	
予算科目	会計	一般	款	商工費	項	商工費	目
	小事業	01466					
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域経済の活性化		(市の取り組み)		商工業の振興		

<b>補助金等の概要</b>							
分類区分	イベント・大会補助		【 <b>市単独</b> ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】				
補助期間	(開始)	年度 ~ (終了)		年度			
補助根拠(法令・要綱等)	三田市市街地賑わいイベント事業補助金交付要綱						
補助目的	中心市街地商業の活性化を図るため、中心市街地商店街のために複数の商店街が共同で実施するイベントの開催に要する経費に対し、補助金を交付する。						
補助対象者	三田市商工会						
補助対象事業	三田あきんどまつり、三田バル						
補助対象経費	上記イベント開催に要する経費で、次に掲げる経費。①報償費②消耗品費③印刷製本費④会場設営費⑤広報宣伝費⑥役務費⑦委託料⑧使用料及び賃借料⑨その他市長が必要と認められた経費						
補助金額 又は補助率	【三田あきんどまつり】 定率(1/2)・上限額(800)千円 【三田バル】 予算で定めた額の範囲内・上限額(1,500)千円						

<b>補助金等の交付実績</b>							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市商工会		三田市商工会		三田市商工会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		7,701,844円		6,572,363円		7,284,875円	
うち、補助対象経費		7,701,844円		6,572,363円		7,284,875円	
財源内訳	市補助金②	2,190,000円	<b>28.4%</b>	1,950,000円	<b>29.7%</b>	2,203,000円	<b>30.2%</b>
	一般財源	2,190,000円	28.4%	1,950,000円	29.7%	2,203,000円	30.2%
	国・県費	円	0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	その他	円	0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	国・県補助金③	円		円		円	
	自己資金④	5,511,844円		4,622,363円		5,081,875円	
	下記以外の資金(会費等)	828,744円		754,063円		791,831円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	4,683,100円		3,868,300円		4,290,044円	
繰越金	円		円		円		

<b>補助の効果</b>							
		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)	三田あきんどまつり 来場者数12,000人 三田バル チケット売上金4,100,000円		三田あきんどまつり 来場者数12,000人 三田バル チケット売上金4,100,000円		三田あきんどまつり 来場者数12,000人 三田バル チケット売上金4,100,000円		
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)	三田あきんどまつり 入場者数13,000人 三田バル チケット売上金4,553,100円		三田あきんどまつり 入場者数10,000人 三田バル チケット売上金3,784,300円		三田あきんどまつり 入場者数11,500人 三田バル チケット売上金4,051,800円		

補助金等名称	三田市市街地賑わいイベント事業補助金	担当課	産業政策課
--------	--------------------	-----	-------

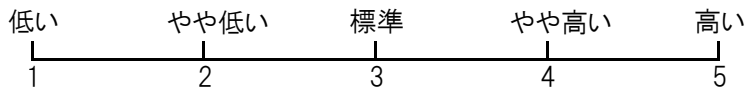
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」とであると判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

<b>適切</b>	(いずれの場合も具体的内容を記載) 中心市街地の活性化は、重要な課題であり、市と商工会、地元商店街が連携を図るとともに、地元商店街や関係機関が主体的に取り組むことが重要であることから、補助金による手法が望ましいと考える。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)	
公益性 (5点)	中心市街地商店街への集客拡大のために、商工会と複数の商店街が共同で実施するイベント開催事業への補助金である。三田版総合戦略にも商工業の振興に関する取り組みとして、市が商工会や商店街等と連携し、魅力ある商店街づくり及び市街地の活性化を図ることを掲げている。		5			
必要性 (5点)	商工会と連携し、魅力ある商店街づくりや商工業の活性化を図っていくことは、第4次総合計画にも掲げる市の重要な取り組みである。		5			
有効性 (5点)	「三田あきんどまつり(H23に「三田せいもん」から名称変更)」「三田バル(H25～)」は、商工会と複数の商店街が共同で組織する実行委員会により開催され、大勢の参加者が参加店舗を中心に商店街を周遊するなど、商店街の集客・賑わいを創出している。		4			
公平性 (5点)	「三田あきんどまつり」及び「三田バル」は、広く市民又は市外から多くの参加者があり、それぞれが秋又は冬の定番イベントとして定着している。		4			
妥当性 (5点)	補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 1/2以下 ※三田あきんどまつり</li> <li>■ b. 上記以外 (予算で定めた額の範囲内) ※三田バル</li> </ul>	a以外の補助率等を採用する理由	三田バルは、平成25年度まで観光事業として実施したものを、平成26年度から商工会と商店街の実行委員会形式による事業として拡充を図っており、その推進に必要である。		
	三田市補助金等交付規則及び三田市市街地賑わいイベント事業補助金交付要綱に基づき支出している。		5			
合 計(25点満点)			23			

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I: <b>継続</b> II: 見直し    III: 廃止 (具体的内容) 商店街への集客拡大のために、商工会と複数の商店街が主体となって共同で実施するイベント開催事業への補助金であり、商店街及び中心市街地の活性化を推進するために必要な補助金であると考えます。	I: 継続    II: 見直し    III: 廃止 (具体的内容)	I: 継続 II: 見直し III: 廃止



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

						整理 番号	150
補助金等名称	三田まつり開催事業補助金				担当課	産業政策課	
予算科目	会計	一般会計	款	総務費	項	総務管理費	目
	小事業	02803	三田まつり開催費補助金				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 多様な交流観光の創出			(市の取り組み)		魅力ある観光地の形成	

補助金等の概要	
分類区分	イベント・大会補助 <b>【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】</b> 【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田まつり開催事業補助金交付要綱
補助目的	市民相互の交流と連携の輪を広げ、ふるさと意識の醸成を図ることを目的
補助対象者	三田まつり実行委員会
補助対象事業	三田まつり
補助対象経費	総務費、広告宣伝費、警備費、会場設営費、イベント費
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( / ) ・ その他(予算の範囲内 ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付先		三田まつり実行委員会	三田まつり実行委員会	三田まつり実行委員会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		14,652,581 円	14,581,930 円	13,927,717 円			
うち、補助対象経費		14,652,581 円	14,581,930 円	13,927,717 円			
財源内訳	市補助金②	7,000,000 円	<b>47.8%</b>	7,000,000 円	<b>48.0%</b>	7,000,000 円	<b>50.3%</b>
	一般財源	7,000,000 円	47.8%	7,000,000 円	48.0%	7,000,000 円	50.3%
	国・県費	円	0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	その他	円	0.0%	円	0.0%	円	0.0%
	国・県補助金③	円		円		円	
	自己資金④	7,652,581 円		7,581,930 円		6,927,717 円	
	下記以外の資金(会費等)	30,619 円		49,985 円		1,783 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	7,328,441 円		7,166,987 円		6,646,204 円	
繰越金	293,521 円		364,958 円		279,730 円		

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		三田まつり来場者数7万人	三田まつり来場者数7万人	三田まつり来場者数7万人
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		三田まつり来場者数7万人	三田まつり来場者数6.5万人	三田まつり来場者数6.8万人

補助金等名称	三田まつり開催事業補助金	担当課	産業政策課
--------	--------------	-----	-------

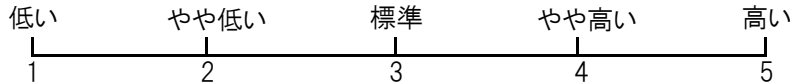
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市民まつりであり、行政主導ではなく、市民が主体である実行委員会への補助は適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性(5点)	毎年、多くの市民等が参加し市民ニーズが高い事業である。			5		
必要性(5点)	市民のまつりとして、相互の交流と連帯の輪を広げるとともに、「わがまち三田」のふるさと意識の醸成を図っていくことを目的としており、これらを行えるのは、実績のある又市民が参加している当実行委員会のみである。			5		
有効性(5点)	当事業は、多くの協賛金や募金で支えられており、補助金以上の効果や目的が達成できていると言える。			5		
公平性(5点)	補助金の効果は、広く市民に及んでいると参加人数より推測される。また、特定の事業者や団体等にのみ利益に供されていない。			5		
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(3,100,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	事業に必要な収入は、協賛金や募金であり、今後安定的な運営を図るためには、安定した一定額の補助が必要である。		
	事業に必要な費用を、協賛金や募金を積極的に働きかけ収入確保に努めている。市民や市民団体も参加できる仕組みを構築している。交付には補助金交付要綱に基づき行っていることから、その執行は妥当である。			5		
合 計(25点満点)				25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容) 三田まつりは、市最大のイベントであり、多くの市民等からの協賛金と補助金で実施している。引き続き当イベントを実施していくには継続的な支援が必要である。	I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

		整理番号	151
補助金等名称	三田市中小企業振興長期資金融資及び三田市小規模事業資金融資信用保証料補助金		担当課 産業政策課
予算科目	会計	一般	款 商工費 項 商工費 目 商工振興費
	小事業	01439	
総合計画施策体系	(取り組み目標) 地域経済の活性化	(市の取り組み)	商工業の振興

補助金等の概要	
分類区分	利子補給補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	平成23年度～(終了)平成29年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市中小企業振興長期資金融資及び三田市小規模事業資金融資信用保証料補助金交付要綱
補助目的	市内の中小企業者の資金調達の円滑化を促進することにより、中小企業者の経営の安定化を図るため
補助対象者	市内で6カ月以上同一の事業を営む中小企業者又は小規模事業者
補助対象事業	融資実行額500万円までに要する信用保証料
補助対象経費	融資実行額500万円までに要する信用保証料
補助金額又は補助率	融資実行額500万円までに要する信用保証料(予算の範囲内)

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		60		32		43	
実施又は運営等に当たって要した費用①		8,461,969 円		4,621,558 円		7,081,458 円	
うち、補助対象経費		8,461,969 円		4,621,558 円		7,081,458 円	
財 源 内 訳	市補助金②	7,148,569 円	84.5%	3,858,818 円	83.5%	5,194,408 円	73.4%
	一般財源	7,148,569 円	84.5%	3,858,818 円	83.5%	5,194,408 円	73.4%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	1,313,400 円		762,740 円		1,887,050 円	
	下記以外の資金(会費等)	1,313,400 円		762,740 円		1,887,050 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	廃止		中小企業(小規模事業)融資制度の利用件数 50件	中小企業(小規模事業)融資制度の利用件数 50件
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		中小企業(小規模事業)融資制度の利用件数 60件	中小企業(小規模事業)融資制度の利用件数 32件	中小企業(小規模事業)融資制度の利用件数 43件

補助金等名称	復興長期資金融資及び三田市小規模事業資金融資信用	担当課	産業政策課
--------	--------------------------	-----	-------

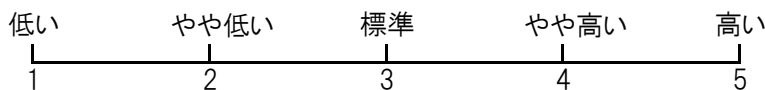
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 本事業は、中小企業の資金調達と経営安定化を推進する市制度融資の利用に際し、事業者が負担する信用保証料を補助するものであるが補助金による補助は事務の効率化や補助金の適正な執行に支障が出るおそれがあるため、見直しを行う。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
合計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I : 継続    II : 見直し <b>III : 廃止</b> (具体的内容)  予算削減と事務の効率化を図るため、融資実行額の500万円以下にかかる信用保証料の全額補助(補助金)から、信用保証協会への一律50%負担(負担金)へ事業の見直しを行い、平成29年度末で補助制度を廃止した。	<b>評価の確認(2次評価)</b> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> I : 継続 II : 見直し III : 廃止
---	---	---

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 152

補助金等名称	三田市生活研究グループ			担当課	農業創造課			
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目	農業振興費
	小事業	10	農業振興団体補助金					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み)	地産地消と食育の充実				

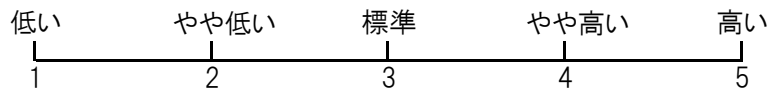
補助金等の概要	
分類区分	団体運営補助-団体支援型 【(市単独)・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ~ (終了) 平成29 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興団体運営補助金交付要綱
補助目的	地域の特性を生かした農業の活性化や農業に携わる者ならではの感性、技、知恵を生かした様々な活動に取り組み、健康で明るい生活と生産の調査をはかり健全な家庭生活を築くと共に生活改善の展開に寄与されている。また、農業の大切さや伝統料理を伝える活動を行っており、地域の食文化の伝承に貢献されている。については、支援することにより担い手としての重要な役割・地域の活性化を図る。
補助対象者	三田市生活研究グループ団体
補助対象事業	1地域の生活並びに農業の改良に関する知識および技術の習得と情報交換、技術資料の発行。 2生活研究グループ交換会の開催 3生活研究に関する調査研究 4食育の推進
補助対象経費	①講演会等で専門家及び指導者として依頼した者に対する謝礼②研修会等に要する交通費③事務用品等(自動車等の燃料費含む)④資料コピー、パンフレット等の印刷に要する経費⑤郵送料等の経費⑥会議の開催に係る経費
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( / ) ・ その他(予算の範囲内で定める額 ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先							
実施又は運営等に当たって要した費用①		539,758 円		567,036 円		344,878 円	
うち、補助対象経費		539,843 円		504,044 円		304,057 円	
財源内訳	市補助金②	65,000 円	12.0%	65,000 円	12.9%	65,000 円	21.4%
	一般財源	65,000 円	12.0%	65,000 円	12.9%	65,000 円	21.4%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	474,758 円		502,036 円		279,878 円	
	下記以外の資金(会費等)	7,000 円		10,500 円		10,500 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	272,563 円		451,900 円		239,737 円		
繰越金	195,195 円		39,636 円		29,641 円		

当該団体の概要			
団体等の名称	三田市生活研究グループ	所在	三田市・三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	
構成員及び人数		設立年月日	昭和52年
主な活動内容	1地域の生活並びに農業の改良に関する知識および技術の習得と情報交換、技術資料の発行。 2生活研究グループ交換会の開催 3生活研究に関する調査研究		

補助金等名称	三田市生活研究グループ	担当課	農業創造課
--------	-------------	-----	-------

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。  
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性(5点)	農業の知識、技術の習得、情報交換、技術資料、意見交換会、地域の調査研究を行っており、より農業の知識が深まることを目的としており、公益性が認められる。		5		
補助の必要性及び有効性(10点)	地域の農業の大切さや伝統料理を伝える活動を行っており、地域の食文化の伝承に貢献しており、市が補助すべき団体である。郷土料理を後世に残す取り組みが実施されており、効果も十分に期待できる。		10		
公平性(5点)	当該団体募集は農業者に広く募集しており、公平に機会が与えられている。		5		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	5		
		a以外の補助率等を採用する理由			
補助対象経費に占める補助金額の割合は2分の1以下となっており、補助金の要綱に基づいた支出となっており、補助事業者の会計処理も適切である。今後、兵庫県普及センターと話し合いをし、団体が行う公益性のある事業について、事業費補助にしよう転換することを考えている。					
合計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I:継続 II:見直し <b>III:廃止</b> (具体的内容)平成29年度をもって、生活研究グループが解散したことにより、平成30年度から補助金を廃止した。	<b>評価の確認(2次評価)</b> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> I:継続 II:見直し III:廃止
--	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	154
------	-----

補助金等名称	消費者交流事業			担当課	農業創造課			
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目	農業振興費
	小事業	10	消費者交流事業					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み)	三田の農業の将来を支える担い手の確保と育成				

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助 <b>【市単独】</b> ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 平成11 年度 ～ (終了) 平成31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	生産者及び消費者が、強力な関わり合いとパートナーシップを生み出すことによって、地域農業の発展を図る。
補助対象者	三田耕楽クラブ
補助対象事業	消費者交流事業
補助対象経費	①地元野菜を使った料理講習と消費者交流 ②枝豆収穫体験イベント開催 ③地域振興事業参加による消費者交流と団体活動のPR
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( / ) ・ その他(予算の範囲内で定める額 ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績					
		29年度	28年度	27年度	
交付先		三田耕楽クラブ	三田耕楽クラブ	三田耕楽クラブ	
実施又は運営等に当たって要した費用①		139,541 円	0 円	0 円	
うち、補助対象経費		139,541 円			
財源内訳	市補助金②	69,770 円	50.0%	0 円	0 円
	一般財源	69,770 円	50.0%		
	国・県費		0.0%		
	その他		0.0%		
	国・県補助金③				
	自己資金④	69,771 円		0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	19,771 円			
	その他収入(参加料・協賛金等)	50,000 円			
繰越金					

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)			
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)			

補助金等名称	消費者交流事業	担当課	農業創造課
--------	---------	-----	-------

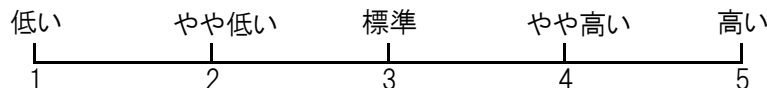
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	生産者及び消費者が、強力な関わり合いとパートナーシップを生み出すことによって、地域農業の発展を図る。		4		
必要性 (5点)	今後農業を支える若手が行う事業への補助は市が行うに妥当であり、他に類似するものがなく、事業補助は市民が理解可能なものである。		4		
有効性 (5点)	今後農業を支える若手が行う事業への補助は市が行うに妥当であり、他に類似するものがなく、事業補助は市民が理解可能なものである。		4		
公平性 (5点)	若手農家への補助は市の政策として必要性が高く、同様の活動・事業を行っている団体・個人はない。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
	補助対象経費に占める補助金額の割合は2分の1以下となっており、補助金の要綱に基づいた支出となっており、補助事業者の会計処理も適切である。昨年度、兵庫県普及センターと話し合いをし、事業費補助へ転換した。		5		
合 計(25点満点)			21		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容) 事務局は兵庫県普及センターにあり、昨年度は団体補助から事業補助への見直しを行った。三田市の農業の中心になる青年農業者の団体が行っている事業であり、今後さらに地域農業の発展が望まれるので、必要な事業である。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> I : 継続 II : 見直し III : 廃止
---	---	---	---	---



補助金等点検シートA(事業補助等一単独)

整理  
番号 155

補助金等名称	三田肉、三田牛出荷奨励事業			担当課	農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 農業費	目 畜産業費
	小事業	10	三田牛出荷奨励事業費		
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み)	三田の農畜産物のブランド力強化	

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	21年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	三田市内で肥育される兵庫県産但馬牛を素牛とした肉牛を、三田肉として出荷されるよう促進することで、歴史ある三田肉の安定した供給及びブランド力の向上を図る。
補助対象者	三田市肉牛生産振興会
補助対象事業	
補助対象経費	三田肉流通振興協議会による「三田肉之証」の発行を受けた牛であり、当該牛の生産、出荷に要する経費
補助金額 又は補助率	その他(牛の格付けに応じて1頭あたり30,000円,50,000円) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付先							
実施又は運営等に当たって要した費用①		14,345,000 円	7,890,000 円	9,400,000 円			
うち、補助対象経費		14,345,000 円	7,890,000 円	9,400,000 円			
財源内訳	市補助金②	14,345,000 円	100.0%	7,890,000 円	100.0%	9,400,000 円	100.0%
	一般財源	14,345,000 円	100.0%	7,890,000 円	100.0%	9,400,000 円	100.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	三田牛出荷頭数:400頭 三田牛「廻」の出荷割合:60%		三田牛出荷頭数:400頭	三田牛出荷頭数:500頭
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	三田牛出荷頭数:316頭	三田牛出荷頭数:324頭	三田牛出荷頭数:394頭	

補助金等名称	三田肉、三田牛出荷奨励事業	担当課	農業創造課
--------	---------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	市要綱に基づく事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性(5点)	市が進める地域ブランドの育成の中で、特に消費者の認知度が高い三田牛の生産拡大に向けた取組みであり、三田市の知名度向上など公益性が認められる。		4	4	
必要性(5点)	三田牛として出荷する肥育農家を支援することは、三田牛ブランドの育成に重要な役割を担っている。		4	4	
有効性(5点)	三田牛として出荷する肥育農家を支援する当該事業は三田牛ブランドを向上するために必要である。また、子牛価格の高騰対策や三田牛の高品質規格「廻」の普及のために、助成単価の見直しを行った。		4	4	
公平性(5点)	三田牛として出荷する市内肥育農家すべてを対象としており、公平性が保たれている。		3	4	肥育農家すべてを対象としており、公平性は十分に高い。
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(30,000円, 50,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	三田牛として生産、出荷する経費の一部を負担するものであり、実質は1/2以下である。	
	三田牛の生産費が近年高騰しており、子牛の購入に約100万円、飼料代(約2年)として約45万円を要していることから、生産振興のために引き続き支援が必要である。			5	5
合 計(25点満点)			20	21	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> (Ⅰ:継続) Ⅱ:見直し Ⅲ:廃止 (具体的内容) 本市の畜産振興には必要となる事業であり、三田牛の増頭対策とブランド力の強化を図るため、平成29年度及び平成30年度に助成単価の見直しを行った。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> (Ⅰ:継続) Ⅱ:見直し Ⅲ:廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> (Ⅰ:継続) Ⅱ:見直し Ⅲ:廃止
--	---	--	---	--

補助金等点検シートA(事業補助等一複数)

整理番号 156

補助金等名称	三田肉ブランド確立推進事業			担当課	農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 農業費	目 畜産業費
	小事業	10	畜産振興事業費		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 三田の農畜産物のブランド力強化		

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ~ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	三田肉牛の生産技術の向上、各種イベント等での三田肉の提供や啓発活動等により、三田牛、三田肉ブランド力をより一層高め、三田ブランド全体の知名度向上を図る。
補助対象者	三田肉流通振興協議会、三田市肉牛生産振興会
補助対象事業	各種イベント等でのPR活動、三田牛の肥育・生産技術の向上のための活動、三田肉・三田牛の消費拡大のための活動
補助対象経費	各種イベント等でのPR活動、三田肉牛の肥育・生産技術の向上のための活動、三田肉・三田牛の消費拡大のための活動に要する経費
補助金額 又は補助率	定率(1/2以内) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度
交付件数		2	1	1
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,637,055 円	1,096,366 円	880,421 円
うち、補助対象経費		1,637,055 円	1,096,366 円	880,421 円
財源内訳	市補助金②	340,000 円	290,000 円	290,000 円
	一般財源	340,000 円	290,000 円	290,000 円
	国・県費	0 円	0 円	0 円
	その他	0 円	0 円	0 円
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	1,297,055 円	806,366 円	590,421 円
	下記以外の資金(会費等)	680,982 円	397,166 円	311,221 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	616,073 円	409,200 円	279,200 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	三田牛出荷頭数:400頭 三田牛「廻」の出荷割合:60%	三田牛出荷頭数:400頭	三田牛出荷頭数:500頭	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	三田牛出荷頭数:316頭	三田牛出荷頭数:324頭	三田牛出荷頭数:394頭	

補助金等名称	三田肉ブランド確立推進事業	担当課	農業創造課
--------	---------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	市要綱に基づく事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	三田の特産品である三田牛、三田肉ブランドの育成や消費者である三田市民へ情報発信を行うなど、三田市の知名度向上に貢献している。		4		
必要性 (5点)	事業者は地域団体商標の認証を受けた三田牛、三田肉のブランドを運用しており、市は事業者と連携して、当該ブランドの推進を行っており、行政が行うべき農業振興を補完する役割を担っている。		4		
有効性 (5点)	三田牛の高品質規格を新たに創設し、PRするなど、地域ブランドの振興に貢献している。		3		
公平性 (5点)	補助金の効果は、事業者の利益に供するのではなく、三田ブランドの育成による三田市の知名度向上に貢献している。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
	補助対象経費に占める補助金額の割合は2分の1以下となっており、補助金の要綱に基づいた支出となっており、補助事業者の会計処理も適切である。			5	
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
①:継続    Ⅱ:見直し    Ⅲ:廃止 (具体的内容)  三田牛、三田肉ブランドの振興に必要な事業であり、平成29年度に補助対象事業及び補助対象事業者の見直しを行った。	Ⅰ:継続    Ⅱ:見直し    Ⅲ:廃止 (具体的内容)	Ⅰ:継続 Ⅱ:見直し Ⅲ:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等－単独)

整理番号 157

補助金等名称	数量円滑化推進事業			担当課	農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 農業費	目 農業振興費
	小事業	15	数量円滑化推進事業費		
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み)	その他	

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【 市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象 】
補助期間	(開始) 年度 ～ (終了) 29年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	市内の需要に応じた米生産を推進するために地域組織を通じて、すべての水稻生産農業者への生産数量目標の配分及び調整を図る。
補助対象者	農会長94名
補助対象事業	
補助対象経費	集落において需給調整に要する経費
補助金額 又は補助率	その他(@2,000円/集落+戸数割:@100円×集落農家戸数を予算の範囲内で交付) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		農会長94名		農会長94名		農会長94名	
実施又は運営等に当たって要した費用①		401,900 円		402,900 円		406,400 円	
うち、補助対象経費		401,900 円		402,900 円		406,400 円	
財源内訳	市補助金②	401,900 円	100.0%	402,900 円	100.0%	406,400 円	100.0%
	一般財源	401,900 円	100.0%	402,900 円	100.0%	406,400 円	100.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		米の作付率:100%	米の作付率:100%
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	米の作付率:101.4%	米の作付率:101.6%	米の作付率:102.1%

補助金等名称	数量円滑化推進事業	担当課	農業創造課
--------	-----------	-----	-------

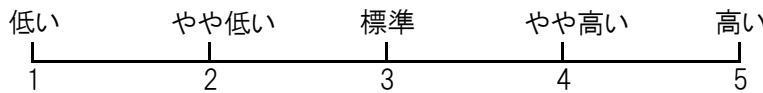
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	市要綱に基づく事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	国の主要な食料である米の需給及び価格の安定を図り、市民の生活と経済の安定に資する取組みであり公益性を有している。		5		
必要性 (5点)	国の主要な食料である米の需給及び価格の安定を図り、市民の生活と経済の安定に資する取組みであり、地域の実情に応じた需給調整の取組みの推進が必要である。		5		
有効性 (5点)	当該事業により、集落での需給調整の取組みが実施されており、効果を図るための指標も妥当である。		5		
公平性 (5点)	対象となる農会長に一律の基準で交付しており、公平性を有している。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額( ) 円	a以外の補助率等を採用する理由	4	市が直接実施した場合、事務経費及び人件費等が現状より多く必要となる。また、地域の農業生産の状況を把握した農会長に事務を依頼する方が効果的である。
合 計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I : 継続    II : 見直し    ○ III : 廃止 (具体的内容)  国の米政策の見直しにより、平成30年産から行政による生産数量目標の配分が廃止され、農業者等の主体的な経営判断による需要に応じた米生産が行われることとなったため、平成29年度末をもって廃止した。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等一単独)

整理番号 158

補助金等名称	畜産共進会開催助成事業				担当課	農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費
	小事業	10	畜産振興事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 三田の農畜産物のブランド力強化			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ~ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	乳用・肉用牛の体型資質及び能力の向上を促し飼養農家の経営安定に資することを目的とするとともに、ビーフまつりの開催によって畜産振興に資する。
補助対象者	兵庫六甲農業協同組合
補助対象事業	
補助対象経費	兵庫六甲農業協同組合が開催する共進会に要する経費
補助金額 又は補助率	その他(予算の範囲内において定める額) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		兵庫六甲農業協同組合		兵庫六甲農業協同組合		兵庫六甲農業協同組合	
実施又は運営等に当たって要した費用①		126,900 円		136,404 円		193,849 円	
うち、補助対象経費		126,900 円		136,404 円		193,849 円	
財源内訳	市補助金②	75,000 円	59.1%	50,000 円	36.7%	50,000 円	25.8%
	一般財源	75,000 円	59.1%	50,000 円	36.7%	50,000 円	25.8%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	自己資金④	51,900 円		86,404 円		143,849 円	
	下記以外の資金(会費等)	51,900 円		86,404 円		143,849 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	市の畜産振興	市の畜産振興	市の畜産振興
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	共進会の開催により三田牛を中心三田の魅力を発信できてた。	共進会の開催により三田牛を中心三田の魅力を発信できてた。	共進会の開催により三田牛を中心三田の魅力を発信できてきた。

補助金等名称	畜産共進会開催助成事業	担当課	農業創造課
--------	-------------	-----	-------

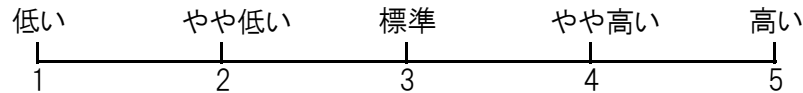
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	市要綱に基づいて適切に事業が実施されており、他に適切な手法がない。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市の畜産振興を目的とした事業であり、三田ブランドである三田牛、三田肉を消費者となる三田市民へ情報発信を行うなど公益性が認められる。		4	4	
必要性 (5点)	市は兵庫六甲農業協同組合と連携して、市の農業振興を推進しており、行政が行うべき農業振興を補完する役割を担っている。また、共進会は市内において他の団体が行うことができない。		4	4	
有効性 (5点)	市の畜産振興に貢献しているが、長期間補助金の見直しが行われておらず、事業効果を図るための具体的な指標がない。		2	4	今では生体のセリは珍しく発信力がある。共進会として継続実施できている意義は大きい。
公平性 (5点)	補助金の効果は、事業者の利益に供するのではなく、三田の畜産振興に貢献している。		4	4	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(予算の範囲内において定める額) 円 <input type="checkbox"/> c. 定額( 円)	a以外の補助率等を採用する理由	市が進める三田の農畜産物のブランド力強化を目的として、三田牛を消費者へのPR等ために実施される当該事業に必要な経費の一部を定額で補助しているため。	
	要綱に基づいた適法な支出や手続きが行われている。		4	4	
合 計(25点満点)			18	20	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容) 本市の畜産振興には必要となる事業であるが、事業効果等が十分に認められないため、廃止を含めた事業内容の見直しを検討中である。	I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容) 畜産共進会は、農業まつりとの同時開催が定着しているが、次年度以降の農業まつりの見直しと併せて、生産者の意欲向上と畜産物のブランド力強化につながる取組となるよう見直しが必要である。	I:継続 II:見直し III:廃止



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

		整理番号	160
補助金等名称	いきいき農産物流通促進事業費		担当課 農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費 項 農業費 目 農業振興費
	小事業	11	いきいき農産物流通促進事業費
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み) 地産地消と食育の充実

**補助金等の概要**

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助	【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 平成11年度	～(終了) 平成3年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱	
補助目的	市内で生産された農産物を市内消費者へ安定的に供給できる生産・流通体制を整備し、併せて「まち」と「むら」を結ぶ「人・物・情報」の交流ネットワークの構築を図るとともに、地場野菜の学校給食への活用を図っていく。	
補助対象者	兵庫六甲農業協同組合	
補助対象事業	(1)生産体制の整備及び生産農家育成に要する経費 (2)流通・販売体制の整備に要する経費 (3)「人・物・情報」の交流ネットワークの調査研究に要する経費 (4)ふれあい農園の設置に要する経費 (5)野菜の保管に要する経費 (6)有機低農薬栽培の指導・それに対する堆肥等の資材に要する経費	
補助対象経費	(1)生産体制の整備及び生産農家育成に要する経費 (2)流通・販売体制の整備に要する経費 (3)「人・物・情報」の交流ネットワークの調査研究に要する経費 (4)ふれあい農園の設置に要する経費 (5)野菜の保管に要する経費 (6)有機低農薬栽培の指導・それに対する堆肥等の資材に要する経費	
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( 1/2 ) ・ その他(予算の範囲内で定める額) 上限額( ) 千円	

**補助金等の交付実績**

		29年度	28年度	27年度
交付先		兵庫六甲農業協同組合	兵庫六甲農業協同組合	兵庫六甲農業協同組合
実施又は運営等に当たって要した費用①		549,312 円	264,000 円	606,870 円
うち、補助対象経費		549,312 円	264,000 円	606,870 円
財源内訳	市補助金②	274,656 円	132,000 円	303,435 円
	一般財源	274,656 円	132,000 円	303,435 円
	国・県費			
	その他			
	国・県補助金③			
	自己資金④	274,656 円	132,000 円	303,435 円
	下記以外の資金(会費等) その他収入(参加料・協賛金等) 繰越金	274,656 円	132,000 円	303,435 円

**補助の効果**

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)			
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)			

補助金等名称	いきいき農産物流通促進事業費	担当課	農業創造課
--------	----------------	-----	-------

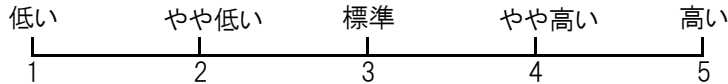
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	学校給食に使う食材を地元産を使う補助金として、公益性は保てる。		4		
必要性 (5点)	子ども達に農業への理解を深めるため食農教育に取り組んでいる。		4		
有効性 (5点)	子ども達が農業体験及び地域との交流を通じて、農業への理解を深める食農教育に取り組む目的を達成するために有効である。		4		
公平性 (5点)	学校行事として開催しているため、他団体との公平性を欠くことはない。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	5		
		a以外の補助率等を採用する理由			
学校給食に使う地元産食材を安定して供給する必要があり、次年度への繰越金もないため、妥当である。					
合 計(25点満点)			22		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)市の要綱に基づいて実施される事業であり、将来を担う市内幼稚園児・小学生に農業体験及び地域との交流を通じて、農業への理解を深める食農教育に取り組むことは大変重要であり、必要な事業である。	<input type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

						整理番号	161
補助金等名称	環境保全型農業直接支払交付金				担当課	農業創造課	
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目
	小事業	70	環境保全型農業直接支援助対策事業費				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興			(市の取り組み) その他			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	23年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図ることを目的とする。
補助対象者	環境保全型農業直接支払交付金実施要領第1の1に定める対象者
補助対象事業	環境保全型農業直接支払交付金実施要領第4の1に定める活動
補助対象経費	環境保全型農業直接支払交付金実施要領第4の1に定める活動
補助金額 又は補助率	その他(環境保全型農業直接支払交付金実施要綱別紙1の第1の5に定める交付単価) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		11		11		10	
実施又は運営等に当たって要した費用①		4,213,832 円		4,184,496 円		3,274,680 円	
うち、補助対象経費		4,213,832 円		4,184,496 円		3,274,680 円	
財源内訳	市補助金②	4,213,832 円	100.0%	4,184,496 円	100.0%	3,274,680 円	100.0%
	一般財源	1,053,458 円	25.0%	1,046,124 円	25.0%	818,670 円	25.0%
	国・県費	3,160,374 円	75.0%	3,138,372 円	75.0%	2,456,010 円	75.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		エコファーマ化率13% (平成33年度)	エコファーマ化率13% (平成33年度)	エコファーマ化率14% (平成28年度)
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		エコファーマ化率:7.39%	エコファーマ化率:11.55%	エコファーマ化率:10.9%

補助金等名称	環境保全型農業直接支払交付金	担当課	農業創造課
--------	----------------	-----	-------

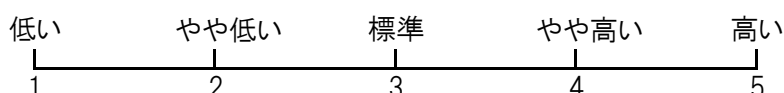
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	国の要綱に基づく補助事業であり、事業の性質から現行の手法が最も適切である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外(      ) <input type="checkbox"/> c. 定額(      円)	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
①:継続    Ⅱ:見直し    Ⅲ:廃止 (具体的内容)  三田の環境保全型農業の推進や田園環境の再生に必要な事業である。	Ⅰ:継続    Ⅱ:見直し    Ⅲ:廃止 (具体的内容)	Ⅰ:継続 Ⅱ:見直し Ⅲ:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

						整理番号	162
補助金等名称	人農地問題解決推進事業費				担当課	農業創造課	
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目
	小事業	78	人農地問題解決推進事業費				
総合計画施策体系	(取り組み目標)		農業振興	(市の取り組み) 三田の農業の将来を支える担い手の確保と育成			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助	【市単独・国県協調上乘せ有・ <u>国県協調上乘せ無</u> ・地域対象】
補助期間	(開始)	年度 ~ (終了) 平成31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱	
補助目的	農業者の高齢化・後継者問題が急速に進展する中、集落においては、担い手不足等の問題が生じている。集落の中心となる担い手の育成・確保のため、農業経営の法人化や集落営農の組織化を進め、地域農業の体質強化及び持続可能な農業の実現を図る。	
補助対象者	1 農業経営の法人化支援 集落営農又は複数経営の法人化、法人同士の統合等による新たな法人の立ち上げといった農業経営の法人化を行った者 2 集落営農の組織化支援 集落営農の組織化の取り組みを行った者	
補助対象事業	農業経営の法人化又は集落営農の組織化を行った補助対象者に対して、1回限りの補助金を交付する。	
補助対象経費	(1) 農業経営の法人化支援の交付単価 400,000円 (2) 集落営農の組織化支援の交付単価 200,000円	
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( / ) ・ その他( ) 上限額( ) 千円	

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		3	1	2
実施又は運営等に当たって要した費用①		1,200,000 円	400,000 円	600,000 円
うち、補助対象経費		1,200,000 円	400,000 円	600,000 円
財源内訳	市補助金②	1,200,000 円	400,000 円	600,000 円
	一般財源	0 円	0 円	0 円
	国・県費	1,200,000 円	400,000 円	600,000 円
	その他	0 円	0 円	0 円
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	0 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	0 円	0 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	組織化2集落 法人化2集落	組織化2集落 法人化2集落	組織化2集落 法人化2集落
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	法人化3集落	法人化1集落	組織化1集落 法人化1集落

補助金等名称	人農地問題解決推進事業費	担当課	農業創造課
--------	--------------	-----	-------

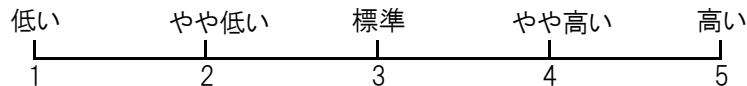
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

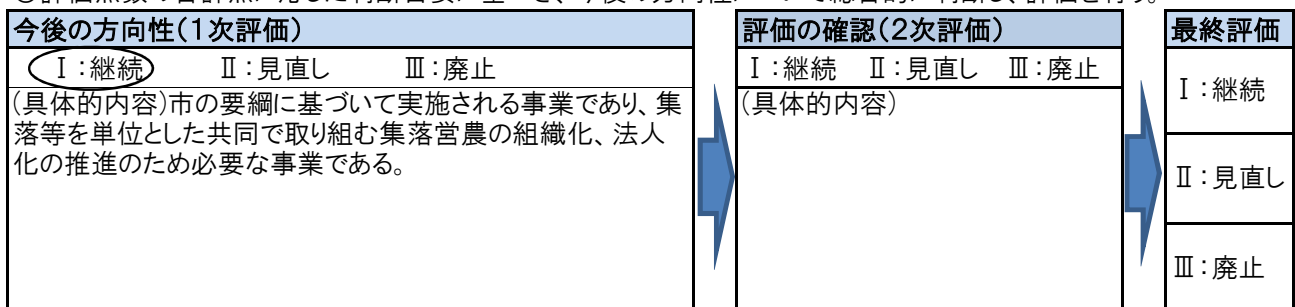
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理  
番号 163

補助金等名称	経営体育成支援事業			担当課	農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 農業費	目 農業振興費
	小事業	74	経営体育成支援事業費		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 三田の農業の将来を支える担い手の確保と育成		

補助金等の概要	
分類区分	建設事業補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 平成31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	地域農業の中心となる経営体等の育成・確保するため、地域の中心経営体等が、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について支援する。また、重大な気象災害による農業被害を受けた経営体の農業経営の安定化に対して支援する。
補助対象者	経営体育成支援事業実施要綱に定める助成対象者
補助対象事業	① 融資主体補助型経営体育成支援事業、② 被災農業者向け経営体育成支援事業、③ 条件不利地域補助型経営体育成支援事業
補助対象経費	① 農業用機械等の取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額、② 復旧・再建に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額、③ 共同利用機械等の取得に要する経費
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( ①②3 /10、③1/2 )、 ・ その他( ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		5		3		4	
実施又は運営等に当たって要した費用①		9,506,000 円		5,675,000 円		4,491,000 円	
うち、補助対象経費		35,182,840 円		20,320,000 円		14,970,000 円	
財 源 内 訳	市補助金②	9,506,000 円	27.0%	5,675,000 円	27.9%	4,491,000 円	30.0%
	一般財源	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県費	9,506,000 円	27.0%	5,675,000 円	27.9%	4,491,000 円	30.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)		認定農業者数65人		認定農業者数60人		認定農業者数60人	
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)		認定農業者数63人		認定農業者数56人		認定農業者数55人	

補助金等名称	経営体育成支援事業	担当課	農業創造課
--------	-----------	-----	-------

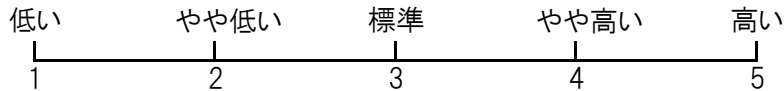
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外(      ) <input type="checkbox"/> c. 定額(      円)	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> ○I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)市の要綱に基づいて実施される事業であり、地域農業の中心となる経営体等の育成・確保のため必要な事業である。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> I:継続 II:見直し III:廃止
---	---	---	---	---



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	164
------	-----

補助金等名称	農業人材力強化総合事業費			担当課	農業創造課			
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目	農業振興費
	小事業	77	農業人材力強化総合事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		農業振興	(市の取り組み) 三田の農業の将来を支える担い手の確保と育成				

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・ <u>国県協調上乘せ無</u> ・地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 平成31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するために、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。
補助対象者	農業人材力強化総合支援事業実施要綱に定める農業次世代人材投資事業で経営開始型の給付対象者とする。
補助対象事業	農業人材力強化総合支援事業実施要綱に定める農業次世代人材投資事業
補助対象経費	農業人材力強化総合支援事業実施要綱に定める農業次世代人材投資事業の交付単価により算出した金額
補助金額 又は補助率	定額(最大 1,500,000 )円 ・ 定率( )、 ・ その他( ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付件数		10		10		5	
実施又は運営等に当たって要した費用①		13,896,303 円		12,349,890 円		4,922,202 円	
うち、補助対象経費		13,896,303 円		12,349,890 円		4,922,202 円	
財源内訳	市補助金②	13,896,303 円	100.0%	12,349,890 円	100.0%	4,922,202 円	100.0%
	一般財源	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県費	13,896,303 円	100.0%	12,349,890 円	100.0%	4,922,202 円	100.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等) その他収入(参加料・協賛金等) 繰越金	0 円		0 円		0 円	

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		新規給付対象者4人	新規給付対象者4人	新規給付対象者4人
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		新規給付対象者2人	新規給付対象者7人	新規給付対象者2人

補助金等名称	農業人材力強化総合事業費	担当課	農業創造課
--------	--------------	-----	-------

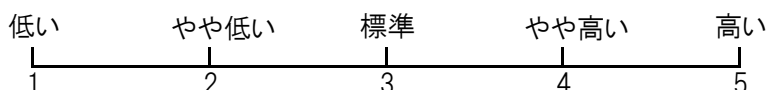
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。（本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。）

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)						
必要性 (5点)						
有効性 (5点)						
公平性 (5点)						
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( ) 円	a以外の補助率等を採用する理由			
合 計(25点満点)				0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> ○ I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)市の要綱に基づいて実施される事業であり、青年就農者の増大を図るため必要な事業である。	<b>評価の確認(2次評価)</b> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—単独)

整理番号 165

補助金等名称	担い手確保・総合支援事業			担当課	農業創造課			
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目	農業振興費
	小事業	84						
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 三田の農業の将来を支える担い手の確保と育成					

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乗せ有 (国県協調上乗せ無)】・【地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ~ (終了) 平成31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	地域農業の中心となる経営体等の育成・確保するため、地域の中心経営体等が、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等について支援する。また、重大な気象災害による農業被害を受けた経営体の農業経営の安定化に対して支援する。
補助対象者	経営体育成支援事業実施要綱に定める助成対象者
補助対象事業	① 融資主体補助型経営体育成支援事業、② 被災農業者向け経営体育成支援事業、③ 条件不利地域補助型経営体育成支援事業
補助対象経費	① 農業用機械等の取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額、② 復旧・再建に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額、③ 共同利用機械等の取得に要する経費
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( ①②3 /10、③1/2 )、 ・ その他( ) 上限額( ③40,000 ) 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付先		上相野営農合同会社	恩地 利実	十倉営農組合			
実施又は運営等に当たって要した費用①		5,439,744 円	1,347,840 円	2,160,000 円			
うち、補助対象経費		5,439,744 円	1,347,840 円	2,160,000 円			
財源内訳	市補助金②	2,719,000 円	50.0%	673,000 円	49.9%	1,080,000 円	50.0%
	一般財源		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県費	2,719,000 円	50.0%	673,000 円	49.9%	1,080,000 円	50.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	2,720,744 円		674,840 円		1,080,000 円	
	下記以外の資金(会費等)	2,720,744 円		674,840 円		1,080,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		認定農業者数65人	認定農業者数60人	認定農業者数60人
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		認定農業者数63人	認定農業者数56人	認定農業者数55人

補助金等名称	担い手確保・総合支援事業	担当課	農業創造課
--------	--------------	-----	-------

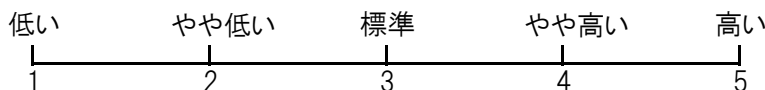
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
<input checked="" type="radio"/> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)市の要綱に基づいて実施される事業であり、地域農業の中心となる経営体等の育成・確保のため必要な事業である。	<input type="radio"/> I : 継続 <input type="radio"/> II : 見直し <input type="radio"/> III : 廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I : 継続 <input type="radio"/> II : 見直し <input type="radio"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理  
番号 166

補助金等名称	さんだ農業まつり開催補助金			担当課	農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 農業費	目 農業振興費
	小事業	21	さんだ農業まつり開催補助金		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 市外への発信・販売と観光との連携		

**補助金等の概要**

分類区分	イベント・大会補助	【市単独】	国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無	【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了)		平成31年度	
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱			
補助目的	市内農業者の相互の協調と連帯の和を広げ生産意欲の向上を図り、併せて広く市民に紹介し、農業に対する認識と親しみを深めることを目的とする。			
補助対象者	さんだ農業まつり実行委員会			
補助対象事業	さんだ農業まつりの運営に必要な経費			
補助対象経費	さんだ農業まつりの運営に必要な経費			
補助金額 又は補助率	定額( )円	定率( / )	その他( 予算の範囲内において定める額 ) 上限額( ) 千円	

**補助金等の交付実績**

		29年度	28年度	27年度			
交付先		さんだ農業まつり実行委員会	さんだ農業まつり実行委員会	さんだ農業まつり実行委員会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		3,722,270 円	3,730,940 円	4,397,119 円			
うち、補助対象経費		3,722,270 円	3,730,940 円	4,397,119 円			
財源内訳	市補助金②	1,255,200 円	33.7%	1,255,200 円	33.6%	1,305,200 円	29.7%
	一般財源	1,255,200 円	33.7%	1,255,200 円	33.6%	1,305,200 円	29.7%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③					550,000 円	
	自己資金④	2,467,070 円		2,475,740 円		2,541,919 円	
	下記以外の資金(会費等)	2,200,000 円		2,200,000 円		2,300,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	261,845 円		271,991 円		239,210 円		
繰越金	5,225 円		3,749 円		2,709 円		

**補助の効果**

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		来場者数24,000人	来場者数24,000人	来場者数20,000人
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		来場者数23,000人	来場者数24,000人	来場者数20,000人

補助金等名称	さんだ農業まつり開催補助金	担当課	農業創造課
--------	---------------	-----	-------

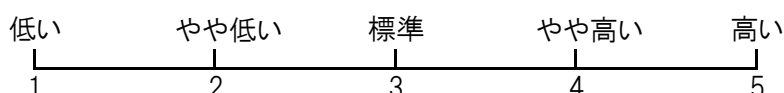
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市内外から2万人の来場があるイベントの補助金として、市民からのニーズは高く公益性は保てる。		5		
必要性 (5点)	市民協働のもと実行委員会形式で実施しているため、補助金は必要である。		4		
有効性 (5点)	市民相互の連携と協調の和を広め、生産者と消費者の交流の場とする目的を達成するために有効である。		4		
公平性 (5点)	市独自のイベントとして開催しているため、他団体との公平性を欠くことはない。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外( 30% ) <input type="checkbox"/> c. 定額(      円)	a以外の補助率等を採用する理由	現在、関係団体からの補助金および出店者からの負担金で運営しており、これ以上の負担を求めることが難しいため、補助率は30%が望ましい。	
	出店者にも負担を求めており、次年度への繰越金もわずかであるため、妥当である。		5		
合 計(25点満点)			23		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)市の要綱に基づいて実施される事業であり、三田市の主なイベントの一つとして市内外に周知されており、開催を実施するため必要な事業である。	<input type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等一単独)

整理番号 167

補助金等名称	施設野菜等生産拡大事業				担当課	農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費
	小事業	18	施設野菜等生産拡大事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み)	その他		

補助金等の概要	
分類区分	建設事業補助 【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	10年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	市内で生産させる農産物を市内消費者へ安定的に供給できる生産・流通体制を整備する中で、野菜生産農家等のパイプハウスの導入を進め、周年生産ができる体制を確立する。
補助対象者	兵庫六甲農業協同組合
補助対象事業	野菜生産農家等のパイプハウス導入
補助対象経費	野菜生産農家等のパイプハウス導入に要する経費
補助金額 又は補助率	定率(1/2以内) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付先		兵庫六甲農業協同組合		兵庫六甲農業協同組合		兵庫六甲農業協同組合	
実施又は運営等に当たって要した費用①		4,762,800 円		1,075,000 円		4,458,326 円	
うち、補助対象経費		4,762,800 円		1,075,000 円		4,458,326 円	
財源内訳	市補助金②	1,500,000 円	31.5%	369,739 円	34.4%	1,500,000 円	33.6%
	一般財源	1,500,000 円	31.5%	369,739 円	34.4%	1,500,000 円	33.6%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	自己資金④	3,262,800 円		705,261 円		2,958,326 円	
	下記以外の資金(会費等)	3,262,800 円		705,261 円		2,958,326 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果							
		30年度		29年度		28年度	
目標値(成果指標)		園芸施設の設置棟数:4棟		園芸施設の設置棟数:4棟		園芸施設の設置棟数:4棟	
		29年度		28年度		27年度	
実績値(成果指標)		園芸施設の設置棟数:1棟(2連棟)		園芸施設の設置棟数:1棟		園芸施設の設置棟数:4棟	

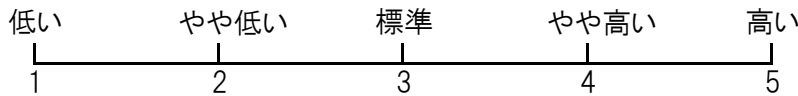
補助金等名称	施設野菜等生産拡大事業	担当課	農業創造課
--------	-------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

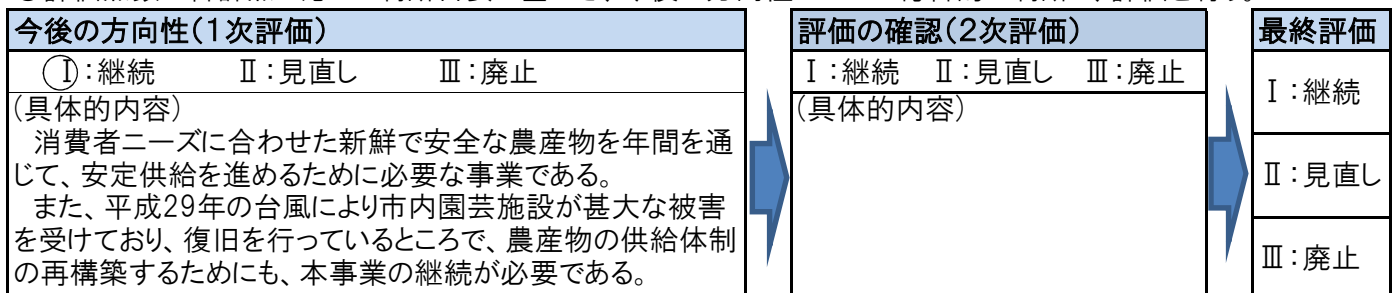
(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	市要綱に基づく事業であり、事業の目的を達成するのに必要で手法も適切である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。  
※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市民ニーズが高まる安全で新鮮な市内農産物を安定的に供給することができる。		5		
必要性 (5点)	当該事業により毎年度園芸施設の導入が進んでいるが、対象者を限定するなどして、生産性の向上に効果的な手法の検討が必要である。		3		
有効性 (5点)	当該事業の活用により園芸施設の設置数が増加し、地元野菜を安定供給する体制の確立に効果は認められるが、具体的な成果指標がない。		3		
公平性 (5点)	当該事業は事業者が広報誌等により農業者に広く募集しており、公平に機会が与えられている。		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
	補助対象経費に占める補助金額の割合は2分の1以下となっており、要綱に基づいた適法な支出や手続きが行われている。			5	
合 計(25点満点)			21		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。





補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

							整理 番号	168
補助金等名称		農業近代化資金利子補給補助金				担当課	農業創造課	
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目	農業振興費
	小事業	15	農業近代化資金利子補給補助金					
総合計画施策体系		(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み)	三田の農業の将来を支える担い手の確保と育成			
<b>補助金等の概要</b>								
分類区分	利子補給補助		【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】					
補助期間(開始)	年度		～(終了)	平成31	年度			
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農業近代化資金等利子補給金交付要綱							
補助目的	農業者が借り受ける農業近代化資金等につき利子補給を行うことにより、農業者等の資本整備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。							
補助対象者	農業近代化資金融通法に定める農業者等							
補助対象事業	融資機関が農業者等に貸し付けた農業近代化資金等について、当該融資機関との契約又は借入農業者からの承認申請により、予算の範囲内において利子補給を行う。							
補助対象経費	農業近代化資金、美しい村づくり資金、農業経営基盤強化資金、その他の資金							
補助金額 又は補助率	定額( )円	・	定率( / )	・	その他(予算の範囲内で定める額 上限額( )千円			
<b>補助金等の交付実績</b>								
		29年度		28年度		27年度		
交付件数		13		15		18		
実施又は運営等に当たって要した費用①		728,312 円		1,274,685 円		1,491,898 円		
うち、補助対象経費		728,312 円		1,274,685 円		1,491,898 円		
財 源 内 訳	市補助金②	728,312 円	100.0%	1,274,685 円	100.0%	1,491,898 円	100.0%	
	一般財源	366,552 円	50.3%	639,705 円	50.2%	750,712 円	50.3%	
	国・県費	361,760 円	49.7%	634,980 円	49.8%	741,186 円	49.7%	
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%	
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円		
	自己資金④	0 円		0 円		0 円		
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円		
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円			
<b>補助の効果</b>								
		30年度		29年度		28年度		
目標値(成果指標)		13人		15人		18人		
		29年度		28年度		27年度		
実績値(成果指標)		13人		15人		18人		

補助金等名称	農業近代化資金利子補給補助金	担当課	農業創造課
--------	----------------	-----	-------

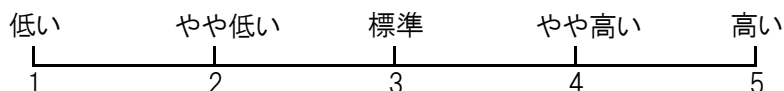
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の性質から適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
	補助率等	その他			
公益性(5点)					
必要性(5点)					
有効性(5点)					
公平性(5点)					
妥当性(5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円			a以外の補助率等を採用する理由
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
○I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)市の要綱に基づいて実施される事業であり、農業者等の農業経営の近代化を図るために必要な事業である。	I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等一単独)

整理番号 169

補助金等名称	経営所得安定対策等推進事業			担当課	農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 農業費	目 農業振興費
	小事業	19	経営所得安定対策直接支払推進事業費		
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み)	その他	

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 24年度 ～ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	経営所得安定対策等の実施に必要な推進活動等のうち、地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を助成する。
補助対象者	経営所得安定対策等推進事業実施要綱に定める地域農業再生協議会
補助対象事業	経営所得安定対策等推進事業実施要綱に地域段階における推進活動
補助対象経費	経営所得安定対策等推進事業実施要綱に定めのある推進活動に係る謝金、旅費、事務等経費
補助金額 又は補助率	その他(予算の範囲内において定める額) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績		29年度		28年度		27年度	
交付先		三田市農業再生協議会		三田市農業再生協議会		三田市農業再生協議会	
実施又は運営等に当たって要した費用①		5,100,000 円		2,254,000 円		2,392,000 円	
うち、補助対象経費		5,100,000 円		2,254,000 円		2,392,000 円	
財源内訳	市補助金②	5,100,000 円	100.0%	2,254,000 円	100.0%	2,392,000 円	100.0%
	一般財源		0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県費	5,100,000 円	100.0%	2,254,000 円	100.0%	2,392,000 円	100.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		国が進める経営所得安定等の実施に係る事務の適正運営	国が進める経営所得安定等の実施に係る事務の適正運営	国が進める経営所得安定等の実施に係る事務の適正運営
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		経営所得安定対策等の普及活動、確認事務等を適正に実施した。	経営所得安定対策等の普及活動、確認事務等を適正に実施した。	経営所得安定対策等の普及活動、確認事務等を適正に実施した。

補助金等名称	経営所得安定対策等推進事業	担当課	農業創造課
--------	---------------	-----	-------

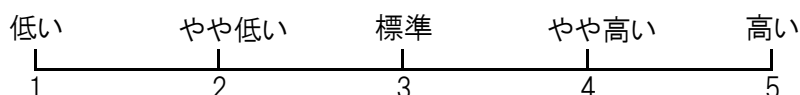
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	当該事業は国の要綱に基づいて交付される交付金を財源に実施されており、手法も適切である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
Ⅰ: 継続    Ⅱ: 見直し    Ⅲ: 廃止 (具体的内容)  国の経営所得安定対策等の実施に係る事務の適正運営を行うために必要である。	Ⅰ: 継続    Ⅱ: 見直し    Ⅲ: 廃止 (具体的内容)	Ⅰ: 継続 Ⅱ: 見直し Ⅲ: 廃止

補助金等点検シートB(団体運営補助-単独)

整理番号 170

補助金等名称	三田市担い手育成総合支援協議会補助金			担当課	農業創造課			
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目	農業振興費
	小事業	20	農村地域農政総合推進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み)	三田市の農業を支える担い手の確保と育成				

補助金等の概要	
分類区分	団体運営補助-団体支援型 【(市単独)・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	平成18年度～(終了)平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農業再生協議会
補助目的	認定農業者や集落営農組織等の担い手の育成に対する支援を実施し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図る。
補助対象者	三田市農業再生協議会
補助対象事業	農業技術の研究。農村青年を対象とした県及び市等の主催行事への参加。関係機関、団体との協調、交流。先進地の視察見学。機関誌の発行。各種社会奉仕活動等。本会の目標達成に必要な事業。
補助対象経費	農業の担い手育成を目的とした研修会、説明会、調査等に必要経費
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( / ) ・ その他(予算の範囲内で定める額 ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付先							
実施又は運営等に当たって要した費用①		38,000 円	38,000 円	71,000 円			
うち、補助対象経費		38,000 円	38,000 円	71,000 円			
財源内訳	市補助金②	38,000 円	100.0%	38,000 円	100.0%	71,000 円	100.0%
	一般財源	38,000 円	100.0%	38,000 円	100.0%	71,000 円	100.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)						
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

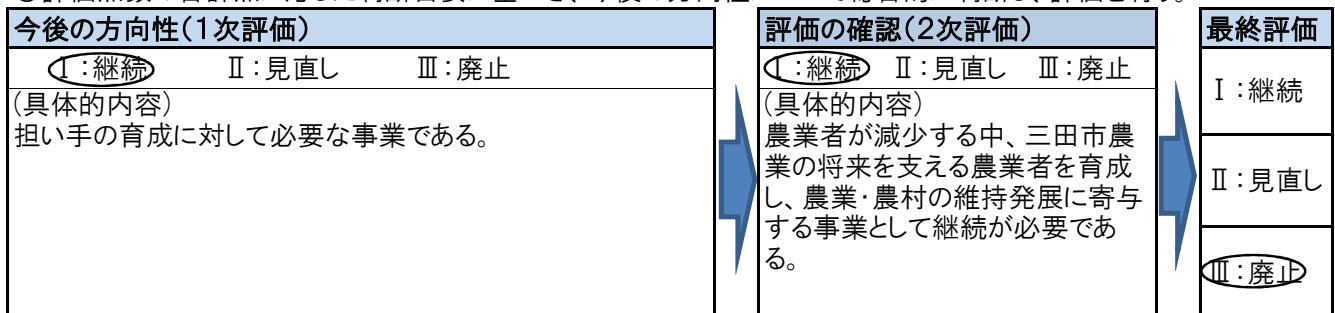
当該団体の概要			
団体等の名称	三田市農業再生協議会	所在	(三田市) ・ 三田市外
資本金等の額		主な財源(活動資金)	
構成員及び人数	15人	設立年月日	
主な活動内容	三田市認定農業者連絡協議会が開催する講演会、研修会等に対する支援 ※三田市農業再生協議会の構成団体であり、協議会が推進する事業の実施主体である。 平成31年度より、直営の方で整理を行う。		
補助金等名称	三田市担い手育成総合支援協議会補助金	担当課	農業創造課

◎下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。  
 ※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
団体の公益性 (5点)	農業の担い手の育成・支援の取組を通じて、農業振興に重要な役割を担っている。		5	5	
補助の必要性及び有効性 (10点)	水稲が盛んな三田市農業において、今後の中心となる経営体による農地の利用集積や、経営の効率化・高度化を推進するうえで、担い手育成は必要性・有効性ともに非常に高い。		10	10	
公平性 (5点)	行政やJAのほか農業関係者が構成する団体であり、公平な立場で活動している。		5	5	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外(予算の範囲内) <input type="checkbox"/> c. 定額(            円)	a以外の補助率等を採用する理由	他に収入源を持たない団体であるため	
	農業者の資質や技術の向上を目的とする研修会の開催等が中心で、将来の三田市農業を支える担い手育成に大きく貢献する取組への支援である。		5	5	
合 計(25点満点)			25	25	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 173

補助金等名称	狩猟免許取得補助事業				担当課	農村整備課
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費
	目	1216	有害鳥獣防除対策事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 営農体制の強化と集落の維持・保全			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	
補助目的	狩猟免許の取得にかかる経費の一部を補助することにより、有害鳥獣駆除のための人材育成を図る。
補助対象者	市内在住者で、農会・自治会・猟友会のいずれかから推薦を受け、有害鳥獣捕獲に携わる者。
補助対象事業	狩猟(わな猟)免許取得にかかる経費
補助対象経費	講習会受講料・診断書作成料・受験料
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( 1/2 ) ・ その他( ) 上限額( 9 ) 千円

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	5	0	0	
実施又は運営等に当たって要した費用①	92,160 円	0 円	0 円	
うち、補助対象経費	92,160 円	0 円	0 円	
財源内訳	市補助金②	43,000 円 46.7%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	一般財源	43,000 円 46.7%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	49,160 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	49,160 円	0 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	8名		
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	5名		

補助金等名称	狩猟免許取得補助事業	担当課	農村整備課
--------	------------	-----	-------

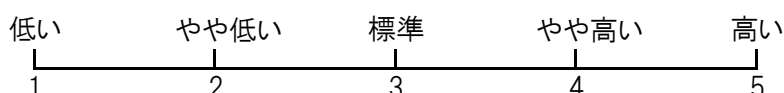
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 有害鳥獣捕獲に従事するためには、毎年の狩猟登録や3年毎の免許更新といった税金や手数料が必要であり、地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進を図るために初期費用の軽減を目的とし、適切である。
□不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	鳥獣被害は、農業者の営農意欲の低下や、耕作放棄地の増加等をもたらしているため、鳥獣被害対策として有害鳥獣捕獲を実施する(しようとする)農業集落からのニーズは高い。しかし、多くの市民に還元される事業とは認められない。		4		
必要性 (5点)	補助対象は集落から推薦された者であり、地域ぐるみの鳥獣被害対策に対して補助を行い推進を図っている。		5		
有効性 (5点)	狩猟免許取得者を増やし、集落に出没する有害鳥獣を捕獲することで、有害鳥獣による農作物被害の減少に繋がる。		5		
公平性 (5点)	鳥獣被害防除対策の一部として必要性は高い。しかし、鳥獣による農業被害対策の事業であるため、広く市民に補助するものではない。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( 円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	補助要件として、狩猟免許試験に合格、狩猟登録すること。また、補助率も試験にかかる費用の1/2以下であるため妥当である。				
合 計(25点満点)			21		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> <input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容) 鳥獣による農作物被害は深刻であり、被害の減少がみられないことから、集落内での狩猟者を増加させることで個体数の減少を図るものであり鳥獣被害対策として有効である。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> <input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> <input checked="" type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止
--	---	--	---	--



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 174

補助金等名称	多面的機能支払交付金				担当課	農村整備課
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費
	目	農業費				
予備科目	小事業	3151	多面的機能支払交付金事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 営農体制の強化と集落の維持・保全			

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有<国県協調上乘せ無>】【地域対象】
補助期間(開始)	27年度～(終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	多面的機能支払交付金実施要綱
補助目的	地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農村の多面的機能が適切に維持・発揮されるようにする。
補助対象者	農業振興地域内の農業者及び地域住民で構成された活動組織
補助対象事業	農地・農業施設の保全活動・軽微な補修。農業施設の機能維持・更新
補助対象経費	農地維持・資源向上・長寿命化の経費について、農地面積に応じて一定額を交付する。
補助金額 又は補助率	定額(5,400～9,200)円・定率( / )・その他( ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		63	0	0			
実施又は運営等に当たって要した費用①		118,808,828 円	0 円	0 円			
うち、補助対象経費		118,808,828 円	0 円	0 円			
財源内訳	市補助金②	118,808,828 円	100.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	一般財源	29,702,209 円	25.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	国・県費	89,106,619 円	75.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	その他	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円		
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	協定面積: 田1,421ha 畑84ha			
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	協定面積: 田1,421ha 畑84ha			

補助金等名称	多面的機能支払交付金	担当課	農村整備課
--------	------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して、国・県・市の費用の補助するものである。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
合計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> ○I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容) 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」による事業であり継続する必要がある。	<b>評価の確認(2次評価)</b> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> I:継続 II:見直し III:廃止
--	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 175

補助金等名称	中山間地域等直接支払交付金			担当課	農村整備課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 農業費	目 農業振興費
	小事業	1262	中山間地域等直接支払事業費		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 営農体制の強化と集落の維持・保全		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	中山間地域等直接支払交付金実施要領
補助目的	中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し、農地の多面的機能を確保するため、既存の施策との整合を図りつつ直接支払を行う。
補助対象者	「集落協定」「個別協定」に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等
補助対象事業	中山間地域等において、協定を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う。
補助対象経費	農業生産活動等を継続するための活動経費で農地面積に応じて一定額を交付する。
補助金額 又は補助率	定額(16,800~21,000)円/10a ・ 定率( / ) ・ その他( / ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		25	0	0			
実施又は運営等に当たって要した費用①		31,609,983 円	0 円	0 円			
うち、補助対象経費		31,609,983 円	0 円	0 円			
財源内訳	市補助金②	31,609,983 円	100.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	一般財源	9,659,072 円	30.6%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	国・県費	21,950,911 円	69.4%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	その他	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	協定面積:160.4ha			
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	協定面積:160.4ha			

補助金等名称	中山間地域等直接支払交付金	担当課	農村整備課
--------	---------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して、国・県・市の費用の補助するものである。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外(                  ) <input type="checkbox"/> c. 定額(                  円)	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
<input checked="" type="radio"/> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容) 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」による事業であり継続する必要がある。	<input type="radio"/> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I : 継続 <input type="radio"/> II : 見直し <input type="radio"/> III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	176
------	-----

補助金等名称	三田市ほ場整備事業補助金			担当課	農村整備課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 農業費	目 ほ場整備事業費
	小事業	1334	ほ場整備事業費補助金		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 営農体制の強化と集落の維持・保全		

補助金等の概要	
分類区分	建設事業補助 <b>【市単独】</b> ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 33年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市ほ場整備事業補助金交付要綱
補助目的	土地改良法に基づき実施するほ場整備事業に要する経費の一部について市が補助し、農業構造改善の促進を図る。
補助対象者	土地改良区
補助対象事業	ほ場整備事業
補助対象経費	ほ場整備事業にかかる地元負担額
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( 1/2 ) ・ その他( ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度	28年度	27年度			
交付先		相野駅周辺土地改良区	相野駅周辺土地改良区	相野駅周辺土地改良区			
実施又は運営等に当たって要した費用①		46,428,000 円	4,494,000 円	3,392,000 円			
うち、補助対象経費		46,428,000 円	4,494,000 円	3,392,000 円			
財源内訳	市補助金②	23,214,000 円	<b>50.0%</b>	2,247,000 円	<b>50.0%</b>	1,696,000 円	<b>50.0%</b>
	一般財源	23,214,000 円	50.0%	2,247,000 円	50.0%	1,696,000 円	50.0%
	国・県費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他		0.0%		0.0%		0.0%
	国・県補助金③						
	自己資金④	23,214,000 円		2,247,000 円		1,696,000 円	
	下記以外の資金(会費等)	23,214,000 円		2,247,000 円		1,696,000 円	
その他収入(参加料・協賛金等)							
繰越金							

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	事業進捗率:90%	事業進捗率:80%	事業進捗率:47%
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	事業進捗率:80%	事業進捗率:47%	事業進捗率:14%

補助金等名称	三田市ほ場整備事業補助金	担当課	農村整備課
--------	--------------	-----	-------

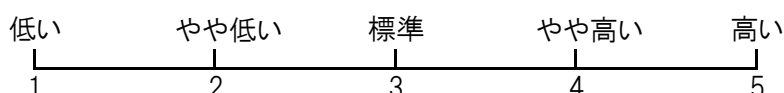
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) ほ場整備事業を進めるうえで、土地改良区の負担を軽減するためには補助金としての手法は適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	ほ場整備事業では、ほ場拡大による生産効率向上だけでなく、農道、水路整備による公共性の高い施設の整備も行っている。		5		
必要性 (5点)	営農条件改善による持続的な農業経営のために必要。		5		
有効性 (5点)	ほ場の拡大、農道、用排水路整備に伴い、生産性の向上、営農の効率化を図る。		5		
公平性 (5点)	過去のほ場整備事業においても同様の補助を交付		5		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
	農業構造改善に寄与する事業であり、公共性の高い農道、水路等の農業用施設の整備も伴うことから、必要経費に対し市が補助することは妥当。		5		
合計(25点満点)			25		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> <input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容) 土地改良区への補助をすることで、ほ場整備事業の推進に寄与しているため継続とする。	<b>評価の確認(2次評価)</b> <input type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> <input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止
---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 177

補助金等名称	有害鳥獣防除柵等設置補助事業			担当課	農村整備課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 農業費	目 農業振興費
	小事業	1216	有害鳥獣防除対策事業費		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 営農体制の強化と集落の維持・保全		

補助金等の概要

分類区分	建設事業補助	【(市単独)・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了)	31 年度
補助根拠(法令・要綱等)		
補助目的	市内の山野に生息する野猪等有害鳥獣による農作物被害を防止し、農業振興を図る。	
補助対象者	農会	
補助対象事業	有害鳥獣防除柵を新設または、減価償却期間が過ぎた柵で、農会が取りまとめて設置するもの。	
補助対象経費	電気柵・金網柵の資材費	
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( 1/2 ) ・ その他( ) 上限額( ) 千円	

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	13	0	0	
実施又は運営等に当たって要した費用①	3,044,509 円	0 円	0 円	
うち、補助対象経費	3,044,509 円	0 円	0 円	
財源内訳	市補助金②	1,462,000 円 48.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	一般財源	1,462,000 円 48.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	1,582,509 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	1,582,509 円	0 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	L=4,000m		
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	L=8,980m		

補助金等名称	有害鳥獣防除柵等設置補助事業	担当課	農村整備課
--------	----------------	-----	-------

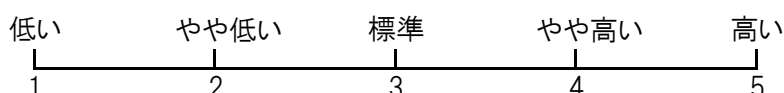
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 農作物の鳥獣被害が深刻化し、農会に対し補助する事で地域ぐるみの鳥獣被害対策として推進を図るとともに、一団地や山際に設置することで、効率的・効果的な対策となり、適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	鳥獣被害は、農業者の営農意欲の低下や、耕作放棄地の増加等をもたらしているため、鳥獣被害対策として農業集落からのニーズは高い。しかし、多くの市民に還元される事業とは認められない。		4		
必要性 (5点)	補助対象は農会であり、地域ぐるみの鳥獣被害対策に対して補助を行い推進を図っている。		5		
有効性 (5点)	防除柵が設置された農地については営農意欲の減退の軽減や耕作放棄地の増加を防止している。		4		
公平性 (5点)	補助金の効果は広く市民に及ぶものではないが、鳥獣被害防除対策の一部として必要性は高い。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( 円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	鳥獣防除柵設置の支援は、鳥獣から農地が守られ、集落農地の維持保全と営農意欲の低減の防止が図られる。		4		
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
○Ⅰ：継続    Ⅱ：見直し    Ⅲ：廃止 (具体的内容) 29年度に補助率の見直し(金網柵1/3→1/2)している。鳥獣から農地を防除するために支援策を継続する。	Ⅰ：継続    Ⅱ：見直し    Ⅲ：廃止 (具体的内容)	Ⅰ：継続 Ⅱ：見直し Ⅲ：廃止



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 178

補助金等名称	捕獲檻設置補助事業			担当課	農村整備課
予算科目	会計	一般会計	款 農林業費	項 農業費	目 農業振興費
	小事業	1216	有害鳥獣防除対策事業費		
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 営農体制の強化と集落の維持・保全		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【(市単独)・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	
補助目的	農業者が自ら檻を設置することにより、集落内の鳥獣被害の低減と、鳥獣被害防止意識の向上を図る。
補助対象者	農会又は農会から委任された者
補助対象事業	農業者が自ら設置する箱わな・囲いわなの制作費又は購入費の一部を補助
補助対象経費	箱わな・囲いわなの制作費又は購入費
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( 1/2 ) ・ その他( ) 上限額(70,000円) 千円

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	6	0	0	
実施又は運営等に当たって要した費用①	608,140 円	0 円	0 円	
うち、補助対象経費	568,931 円	0 円	0 円	
財源内訳	市補助金②	282,000 円 49.6%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	一般財源	282,000 円 49.6%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県費	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	326,140 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	326,140 円	0 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	8件		
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)			

補助金等名称	捕獲檻設置補助事業	担当課	農村整備課
--------	-----------	-----	-------

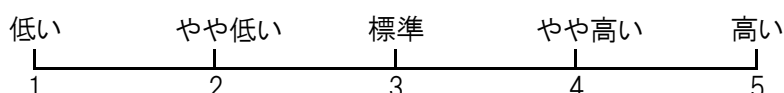
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 農業者自ら捕獲体制を作り、檻を設置し捕獲することで、地域での鳥獣対策の意識が生まれ、鳥獣による農作物被害の低減に繋がるものである。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	鳥獣による農作物被害は、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加の原因ともなる。補助対象地域は、実質的に農村地域に限られる。		4		
必要性 (5点)	補助対象は農会及び農会から委任された者であり、集落全体で取り組む体制を構築できる。		5		
有効性 (5点)	鳥獣による農作物被害に悩む集落としては、自ら捕獲に積極的に参加でき、鳥獣被害から農地を守る体制づくりに寄与している。		4		
公平性 (5点)	補助金の効果は広く市民に及ぶものではないが、農村地域の鳥獣被害対策の支援策として必要性は高い。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( 円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	鳥獣被害が深刻化する中、集落で設置される捕獲檻について、支援することにより、集落ぐるみでの捕獲活動を推進されるため妥当な事業である。		4		
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> <input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容) 鳥獣による農作物被害が深刻化する中、集落ぐるみでの捕獲体制づくりの支援を継続する必要がある。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> <input type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> <input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止
---	---	---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理 番号	179
----------	-----

補助金等名称	三田市農業災害復旧支援事業			担当課	農村整備課			
予算科目	会計	一般会計	款	災害復旧費	項	農林施設災害復旧費	目	現年発生農林施設災害復旧費
	小事業	農林施設災害復旧事業費						
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み)	営農体制の強化と集落の維持・保全				

補助金等の概要

分類区分	建設事業補助	【市単独】	国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】	【地域対象】	
補助期間	(開始)	28年度	～	(終了)	年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農業災害復旧支援補助金交付要綱				
補助目的	異常気象により被災した農地、農業施設の復旧工事について、経費の一部を補助することにより、農業の生産性を確保する。				
補助対象者	農地所有者又は耕作者、農業施設管理者及び受益者				
補助対象事業	国庫災害復旧事業の要件を満たし、査定価格において工事費が20万以上40万未満のもの				
補助対象経費	農地又は受益戸数2戸以上の農業施設				
補助金額 又は補助率	定額( )円	・	定率( 1/2 )	・	その他( )
	上限額( 200 )		千円		

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度			
交付件数		1	2	0			
実施又は運営等に当たって要した費用①		291,600円	1,555,200円	0円			
うち、補助対象経費		291,600円	800,000円	0円			
財 源 内 訳	市補助金②	145,000円	49.7%	400,000円	50.0%	0円	#DIV/0!
	一般財源	145,000円	49.7%	400,000円	50.0%	0円	#DIV/0!
	国・県費	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	#DIV/0!
	その他	0円	0.0%	0円	0.0%	0円	#DIV/0!
	国・県補助金③	0円		0円		0円	
	自己資金④	146,600円		1,155,200円		0円	
	下記以外の資金(会費等)	146,600円		1,155,200円		0円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0円		0円		0円	
繰越金	0円		0円		0円		

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	—	—	—
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	—	—	—

補助金等名称	三田市農業災害復旧支援事業	担当課	農村整備課
--------	---------------	-----	-------

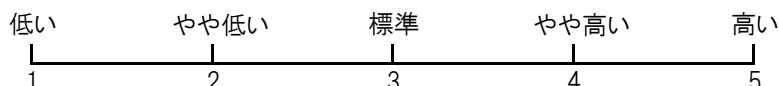
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 国庫災害復旧事業の採択要件額を満たさないものについて、経費の一部を補助することにより、農業生産性の維持と農業経営の安定を図るものであり適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	農業生産性の維持と農業経営を安定させることは、地域経済に対する影響を軽減できるものである。			4	4	
必要性 (5点)	災害復旧工事は受益者にとって負担が重いため補助は必要である。			4	4	
有効性 (5点)	農家負担を軽減させることで、農業生産性が維持され補助は有効である。			5	5	
公平性 (5点)	受益者に補助するものであり、多く市民に還元される補助金ではない。			4	4	
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( 円)	a以外の補助率等を採用する理由			
	小規模な災害に要する経費の一部を補助することで、地域農業の維持と農業経営の安定化が図られ妥当といえる。			4	4	
合 計(25点満点)				21	21	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
<input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容) 早期に災害復旧することで、農地・農業施設を維持し農業経営の安定に寄与しているため継続する。	<input checked="" type="radio"/> I:継続    II:見直し    III:廃止 (具体的内容)	<input type="radio"/> I:継続 <input type="radio"/> II:見直し <input type="radio"/> III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

						整理番号	215
補助金等名称	集落営農組織高度化促進事業				担当課	農業創造課	
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目
	小事業	75	集落営農組織高度化促進事業				
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 三田の農業の将来を支える担い手の確保と育成				

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・ <u>国県協調上乘せ無</u> ・地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ~ (終了) 平成31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	人・農地プランの中心経営体に位置付けられた集落営農組織が、経営規模の拡大等に取り組む際に必要となる農業用機械などの導入等について支援する。
補助対象者	新たに組織化する集落営農組織、あるいは、新たに法人化を図る集落営農組織等
補助対象事業	集落営農の組織化や法人化、経営の高度化等を図るために必要な農業機械・施設の整備について補助する。
補助対象経費	農業用機械等の取得に要する経費
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( 1/3 )、 ・ その他( ) 上限額( 2,500 ) 千円

補助金等の交付実績						
		29年度		28年度		27年度
交付件数		1		2		0
実施又は運営等に当たって要した費用①		2,261,000 円		2,089,000 円		0 円
うち、補助対象経費		6,783,000 円		6,271,000 円		0 円
財源内訳	市補助金②	2,261,000 円	33.3%	2,089,000 円	33.3%	0 円 #DIV/0!
	一般財源	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円 #DIV/0!
	国・県費	2,261,000 円	33.3%	2,089,000 円	33.3%	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円
	自己資金④	0 円		0 円		0 円
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円
繰越金	0 円		0 円		0 円	

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		組織化2集落 法人化2集落	組織化2集落 法人化2集落	組織化2集落 法人化2集落
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		組織化3集落 法人化2集落	法人化2集落	組織化1集落 法人化1集落

補助金等名称	集落営農組織高度化促進事業	担当課	農業創造課
--------	---------------	-----	-------

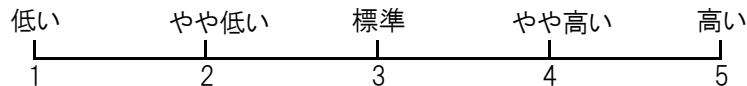
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

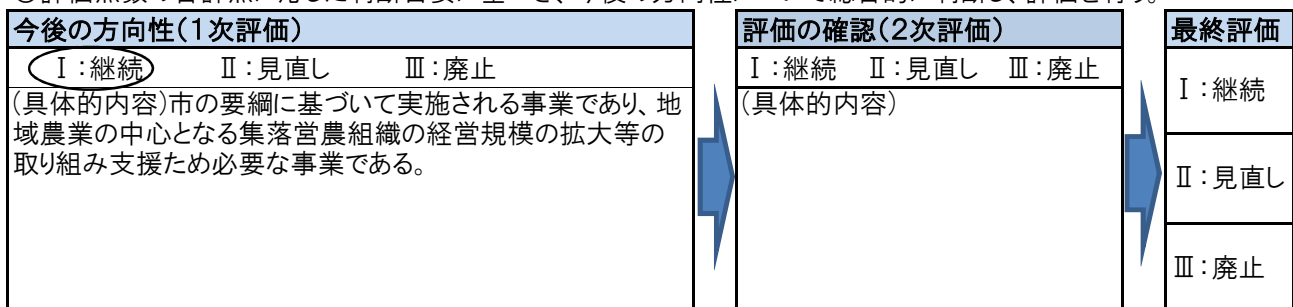
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 216

補助金等名称	集積協力金			担当課	農業創造課			
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目	農業振興費
	小事業	78	人農地問題解決推進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み) 三田の農業の将来を支える担い手の確保と育成					

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・ <u>国県協調上乘せ無</u> ・地域対象】
補助期間	(開始) 年度 ~ (終了) 平成31 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援する。
補助対象者	1 地域で農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域。 2 農地中間管理機構に農地を貸し付けた個々の出し手等。
補助対象事業	人農地プランによる、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約に対し交付する。
補助対象経費	(1) 地域の集積率により定められた単価を面積当たりで交付 (2) 機構に対し、農地を預け入れた面積により定額交付
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率( / ) ・ その他(県の定める交付単価) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度		28年度		27年度	
交付件数		3		9		106	
実施又は運営等に当たって要した費用①		390,000 円		1,958,900 円		62,332,000 円	
うち、補助対象経費		390,000 円		1,958,900 円		62,332,000 円	
財源内訳	市補助金②	390,000 円	100.0%	1,958,900 円	100.0%	62,332,000 円	100.0%
	一般財源	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県費	390,000 円	100.0%	1,958,900 円	100.0%	62,332,000 円	100.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	0.0%	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)				
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		条件不利農地集積奨励金:3件	地域集積協力金:5地区 経営転換協力金:1件 耕作者集積協力金:2件 条件不利農地集積奨励金:1件	地域集積協力金:5地区 経営転換協力金:94件 耕作者集積協力金:7件

補助金等名称	集積協力金	担当課	農業創造課
--------	-------	-----	-------

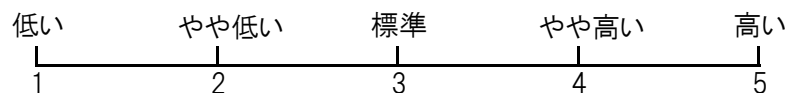
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)			1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)						
必要性 (5点)						
有効性 (5点)						
公平性 (5点)						
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( ) 円	a以外の補助率等を採用する理由			
合 計(25点満点)				0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> ○ I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)市の要綱に基づき実施される事業であり、農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を推奨するため、市による事業推進が必要である。	<b>評価の確認(2次評価)</b> I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> I : 継続 II : 見直し III : 廃止
--	---	---



補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	218
補助金等名称	三田市わが家の耐震改修促進事業補助金
担当課	審査指導課
予算科目	会計 一般会計 款 土木費 項 都市計画費 目 建築指導費
小事業	15 民間既存建築物耐震改修事業費
総合計画施策体系	(取り組み目標) 良好な住まい (市の取り組み) 耐震診断、改修の推進

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・ <u>国県協調上乘せ有</u> ・国県協調上乘せ無】【地域対象】
補助期間(開始)	25年度～(終了) 37年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市わが家の耐震改修促進事業補助金交付要綱
補助目的	「三田市耐震改修促進計画」及び「ひょうごの住宅防災・安全整備計画」に基づき、三田市内に存する住宅の所有者等に対してその耐震改修工事費等の経費の一部を補助することにより、住宅の耐震改修等の促進を図り、安全かつ安心な住まいとまちづくりを推進する。
補助対象者	旧耐震住宅の所有者で兵庫県民である者
補助対象事業	耐震改修計画策定費補助、耐震改修工事費補助、簡易耐震改修工事費補助、屋根軽量化工事費補助、シェルター型工事費補助、防災ベッド等設置補助
補助対象経費	住宅の耐震改修工事等及びこれに伴う附帯工事に要する経費
補助金額 又は補助率	(計画策定以外) 定額(区分により定額)円 ・ (計画策定) 定率(2/3) ・ その他( ) 上限額((計画)200、(耐震改修)1,300、(簡易改修・屋根・シェルター)800、(防災ベッド)100) 千円

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度
交付件数		6	0	0
実施又は運営等に当たって要した費用①		13,747,247 円	0 円	0 円
うち、補助対象経費		13,747,247 円	0 円	0 円
財源内訳	市補助金②	5,066,000 円 <b>36.9%</b>	0 円 <b>#DIV/0!</b>	0 円 <b>#DIV/0!</b>
	一般財源	725,000 円 5.3%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県費	4,341,000 円 31.6%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	8,681,247 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	8,681,247 円	0 円	0 円
その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円	
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	住宅の耐震化率97% (平成37年)		-	-
	平成28年換算:94.0%			
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	住宅の耐震化率93.1% (推計値)		-	-
	住宅土地統計調査統計値 (H20:91.7%→H25:92.5%)			

補助金等名称	三田市わが家の耐震改修促進事業補助金	担当課	審査指導課
--------	--------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載) 三田市耐震改修促進計画に明記された三田市が取り組むべき住宅の耐震化支援策(補助制度)であり、同計画に掲げる住宅の耐震化率の目標値97%(平成37年)の達成に不可欠な制度である。又、住宅の耐震化に関する国の基本方針により、地方自治体に求められているものである。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	近い将来、その発生が予測されている巨大地震に対して、住宅の耐震化は国民の生命を守るとともに防災・減災の観点から公益性が高い。国の基本方針、兵庫県耐震改修促進計画に基づき策定した三田市耐震改修促進計画による補助事業であり、第4次三田市総合計画とも整合がとれている。		5		
必要性 (5点)	三田市耐震改修促進計画で掲げる住宅の耐震化率の目標値97%(平成37年)の達成に向けて継続的に実施すべき補助事業であり、耐震化率上昇に直接つながるため、その必要性は非常に高い。また、この役割を果たせるのは行政でしかない。		5		
有効性 (5点)	住宅の耐震化率という明確な指標がある。又、補助制度の活用による耐震化率上昇はもちろんのこと、補助制度の存在が住宅の耐震化に関する啓発活動において有効に働く。		5		
公平性 (5点)	補助の対象は旧耐震住宅(昭和56年以前)に限られるが、大地震が発生した場合に、旧耐震住宅の倒壊が、火災の発生及び延焼、避難経路の閉塞等といった被害の拡大につながる恐れが高いため、旧耐震住宅の耐震化は社会的効果があり、その必要性は非常に高い。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input checked="" type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由	「社会資本整備総合交付金要綱(国費)」及び「ひょうご住まいの耐震化促進事業補助要綱(県費)」に基づき補助額及び補助率を採用している。	
	補助金は、社会資本整備総合交付金交付要綱に合致するものであり、兵庫県の補助金交付規則・要綱・要領及び三田市補助金交付規則・要綱に基づき支出されるもので、会計処理についても適切に行われている。		5		
合 計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
(I:継続) II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止
三田市耐震改修促進計画で目標としている「住宅の耐震化率97%(平成37年)」を達成するため、住宅の耐震化啓発と補助制度は相互に必要な不可欠であると考え。		

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	219
補助金等名称	雪害被災生産施設等復旧支援事業
担当課	農業創造課
予算科目	会計 一般会計 款 農林業費 項 農業費 目 農業振興費
小事業	86 雪害被災復旧支援事業費
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興 (市の取り組み) その他

補助金等の概要

分類区分	建設事業補助	【市単独・国県協調上乘せ有・国県(協調)上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	29年度	～(終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	雪害被災生産施設等復旧支援滋養の概要	
補助目的	平成29年1月から3月までの大雪により被害を受けた生産施設等の早期復旧を行うことで、被災した農業者の経営安定と農産物の安定生産を図る。	
補助対象者	平成29年1月から3月までの大雪により被害を受けた三田市内に生産施設等を有する販売農家等	
補助対象事業	被災した農業用生産施設の復旧又は整備等	
補助対象経費	被災した農業用生産施設の復旧又は整備等に要する経費	
補助金額 又は補助率	定率(1/2以内) 上限額( ) 千円	

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	10	0	0	
実施又は運営等に当たって要した費用①	4,311,026 円	0 円	0 円	
うち、補助対象経費	4,311,026 円	0 円	0 円	
財源内訳	市補助金②	1,701,000 円 <b>39.5%</b>	0 円 <b>#DIV/0!</b>	0 円 <b>#DIV/0!</b>
	一般財源	567,000 円 13.2%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県費	1,134,000 円 26.3%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	2,610,026 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	2,610,026 円	0 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		農業用生産施設の再建	
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	補助件数:10件		

補助金等名称	雪害被災生産施設等復旧支援事業	担当課	農業創造課
--------	-----------------	-----	-------

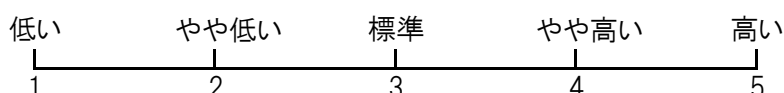
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	県要綱に基づく補助事業であり、事業の性質から現行の手法が最も適切である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外(      ) <input type="checkbox"/> c. 定額(      円)	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b>	<b>評価の確認(2次評価)</b>	<b>最終評価</b>
I : 継続    II : 見直し    ○ III : 廃止 (具体的内容)  平成29年度に県の災害復旧として臨時的に実施されている事業であるため、平成29年度末で廃止とする。	I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続 II : 見直し III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号	220
補助金等名称	台風害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業
担当課	農業創造課
予算科目	会計 一般会計 款 農林業費 項 農業費 目 農業振興費
小事業	87 被災農業者向け生産施設等復旧支援事業費
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興 (市の取り組み) その他

補助金等の概要

分類区分	建設事業補助	【市単独・国県協調上乘せ有・国県(協調)上乘せ無】・【地域対象】
補助期間(開始)	29年度	～(終了) 30年度
補助根拠(法令・要綱等)	台風害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業実施要領	
補助目的	平成29年9月から10月までの台風により被害を受けた農産物の生産を行う施設等の早期復旧を支援をすることにより、被災した農業者の経営安定と農産物の安定生産を図る。	
補助対象者	平成29年9月から10月までの台風により被害を受けた三田市内に生産施設等を有する販売農家等	
補助対象事業	被災した農業用生産施設の復旧又は整備等	
補助対象経費	被災した農業用生産施設の復旧又は整備等に要する経費	
補助金額 又は補助率	定率(1/2以内) 上限額( ) 千円	

補助金等の交付実績

	29年度	28年度	27年度	
交付件数	22	0	0	
実施又は運営等に当たって要した費用①	19,870,243 円	0 円	0 円	
うち、補助対象経費	19,870,243 円	0 円	0 円	
財源内訳	市補助金②	9,844,500 円 49.5%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	一般財源	3,281,500 円 16.5%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県費	6,563,000 円 33.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	その他	0 円 0.0%	0 円 #DIV/0!	0 円 #DIV/0!
	国・県補助金③	0 円	0 円	0 円
	自己資金④	10,025,743 円	0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	10,025,743 円	0 円	0 円
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円	0 円	0 円
繰越金	0 円	0 円	0 円	

補助の効果

	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	農業用生産施設の再建	農業用生産施設の再建	
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	補助件数:22件		

補助金等名称	台風害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業	担当課	農業創造課
--------	-----------------------	-----	-------

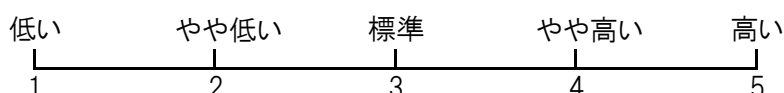
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	県要綱に基づく補助事業であり、事業の性質から現行の手法が最も適切である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)					
必要性 (5点)					
有効性 (5点)					
公平性 (5点)					
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外(      ) <input type="checkbox"/> c. 定額(      円)	a以外の補助率等を採用する理由		
合 計(25点満点)			0		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
I : 継続    II : 見直し    ○ III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続    II : 見直し    III : 廃止 (具体的内容)	I : 継続
平成29年度に県の災害復旧として臨時的に実施されている事業であるため、平成30年度(平成29年度繰越)末で廃止とする。		II : 見直し
		III : 廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 221

補助金等名称	三田市親方農家支援事業				担当課	農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費
	目	農業費				
予算科目	小事業	77	農業人材力強化総合支援事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標)	農業振興	(市の取り組み)	三田の農業の将来を支える担い手の確保と育成		

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象】
補助期間	(開始) 平成29年度 ~ (終了) 年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	新規就農者の増加を図るため、栽培技術又は農業経営知識等の習得における指導的役割を担う親方農家が就農希望者に対して行う研修活動を支援する。
補助対象者	三田市認定農業者等
補助対象事業	親方農家が就農希望者に対して行う研修活動
補助対象経費	親方農家が就農希望者に対して行う研修活動
補助金額 又は補助率	定額(月額5,000)円 ・ 定率( / ) ・ その他( ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績							
		29年度	28年度	27年度			
交付件数		3	0	0			
実施又は運営等に当たって要した費用①		30,000 円	0 円	0 円			
うち、補助対象経費		30,000 円	0 円	0 円			
財源内訳	市補助金②	30,000 円	100.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	一般財源	30,000 円	100.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	その他	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	#DIV/0!
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果			
	30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	認定農業者及び認定新規就農者数80人	認定農業者及び認定新規就農者数70人	
	29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	認定農業者及び認定新規就農者数75人	認定農業者及び認定新規就農者数68人	

補助金等名称	三田市親方農家支援事業	担当課	農業創造課
--------	-------------	-----	-------

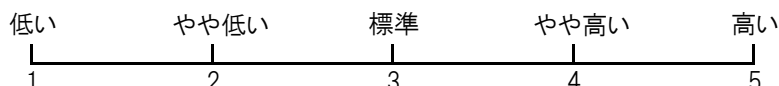
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

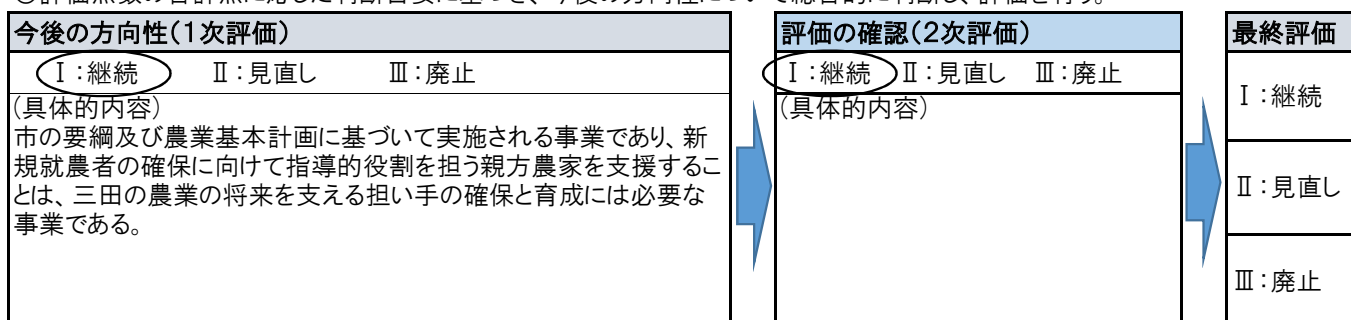
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	市の農業就業者は高齢化が進んでおり、今後農業を支える若手の育成が急務であり、農業研修生を受け入れる農業者への補助は、市の政策上の位置づけと整合している。		5	5	
必要性 (5点)	親方農家の農業研修生受け入れ経費を一部負担することで、農業者の負担軽減や就農希望者の受け入れ増加につなげることができる。		5	5	
有効性 (5点)	29年度の交付実績3名のうち、2名が30年度に新規就農する予定であり、新規就農者の増加につながっている。		5	5	
公平性 (5点)	認定農業者等の生産技術等の能力を持ち、指導的役割を担うことができる者を補助対象者にしていることは、研修活動を行う対象者として適切である。		5	5	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額( 月額5,000円)	a以外の補助率等を採用する理由	農業研修生の受け入れ全般に対するの支援を行うため	
	農業研修生を受け入れるに際して備品や消耗品など必要となる経費は多岐にわたり、研修活動に対する指導経費的な役割も大きいため、定額補助とすることは妥当である。月額5,000円の交付単価は、実績に応じて検証していく。			4	4
合 計(25点満点)			24	24	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。





補助金等点検シートA(事業補助等—複数)

整理番号 222

補助金等名称	人農地プラン推進集落支援事業				担当課	農業創造課
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費
	小事業	78	人農地問題解決推進事業費			
総合計画施策体系	(取り組み目標) 農業振興		(市の取り組み) 営農体制の強化と集落の維持・保全			

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助( <u>市単独</u> 国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無・地域対象 )
補助期間	(開始) 平成26年度 ~ (終了) 平成31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	持続可能な力強い農業を実現するために、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があり、各集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための人・農地プランの策定及び見直しを行う。
補助対象者	市内農会等
補助対象事業	人農地プラン推進集落支援事業
補助対象経費	人農地プラン推進集落支援事業の交付単価より算出した金額
補助金額 又は補助率	定額(最大 300,000)円・定率( )、・その他( ) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績		29年度	28年度	27年度			
交付件数		1	0	8			
実施又は運営等に当たって要した費用①		100,000 円	0 円	1,000,000 円			
うち、補助対象経費		100,000 円	0 円	1,000,000 円			
財源内訳	市補助金②	100,000 円	100.0%	0 円	#DIV/0!	1,000,000 円	100.0%
	一般財源	100,000 円	100.0%	0 円	#DIV/0!	1,000,000 円	100.0%
	国・県費	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	0.0%
	その他	0 円	0.0%	0 円	#DIV/0!	0 円	0.0%
	国・県補助金③	0 円		0 円		0 円	
	自己資金④	0 円		0 円		0 円	
	下記以外の資金(会費等)	0 円		0 円		0 円	
	その他収入(参加料・協賛金等)	0 円		0 円		0 円	
繰越金	0 円		0 円		0 円		

補助の効果		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		プラン策定数3地区	プラン策定数2地区	プラン策定数8地区
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		プラン策定数1地区	プラン策定数0地区	プラン策定数8地区

補助金等名称	人農地プラン推進集落支援事業	担当課	農業創造課
--------	----------------	-----	-------

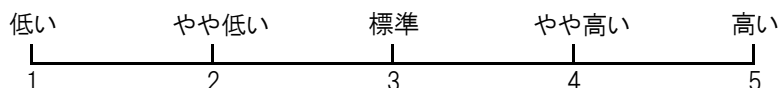
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○ 適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 市要綱に基づく補助事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。
不適切	

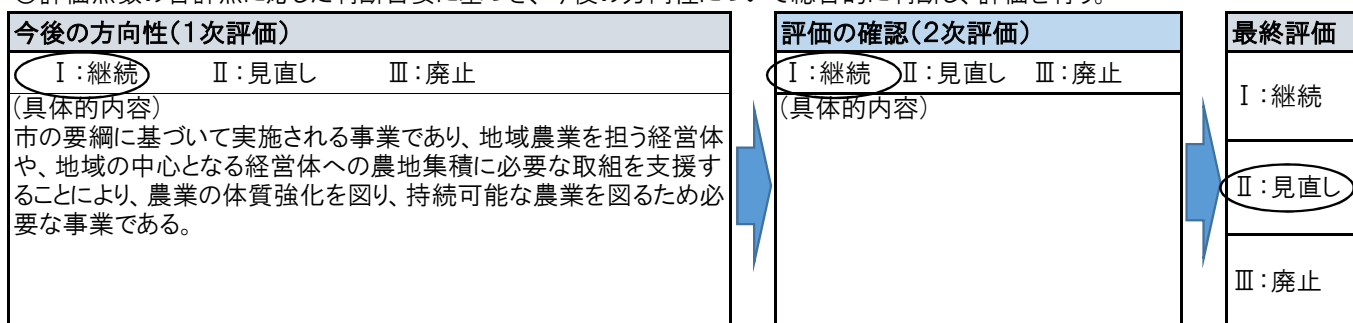
◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	策定集落を対象としており、集落全体の体制整備に使用される例が多い。		5	5	
必要性 (5点)	将来の地域農業を考え、集落内の認定農業者等の専業農家の存在を活すきっかけとする。		5	5	
有効性 (5点)	認定農業者や認定新規就農者を中心経営体とするプラン策定が増え、集落としても、農地集積が進んでいる。		5	4	策定地区数の実績に照らした有効性の評価
公平性 (5点)	策定集落を対象としており、集落全体の体制整備に使用されている。		5	5	
妥当性 (5点)	補助率等	<input type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額(100千円、200千円)	a以外の補助率等を採用する理由	事業費に対する補助ではない。	
	三田市農林業振興事業補助金に基づき、手続きを行い執行している。地域の体制整備のために使用されることが多く、農業地域の発展に寄与している。			5	4
合 計(25点満点)			25	23	

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。



補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

整理番号	223
------	-----

補助金等名称	南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会支援補助事業			担当課	農村整備課			
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目	農業振興費
	小事業	1216	有害鳥獣防除対策事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		農業振興	(市の取り組み) 営農体制の強化と集落の維持・保全				

補助金等の概要	
分類区分	建設事業補助 <b>【市単独】</b> ・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱
補助目的	南丹北摂地域の農林水産物等への鳥獣被害削減に向け、相互連携活動の推進並びに情報の共有化を図り、効率的かつ効果的な鳥獣被害の防止対策を目的に、市内において実施する檻の設置や侵入防護柵等の設置について補助を行うことにより、鳥獣害対策を推進し、農家の営農意欲の向上を図る。
補助対象者	南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会
補助対象事業	鳥獣被害防止総合対策交付金の交付決定を受けた鳥獣被害防止総合支援事業
補助対象経費	整備事業、推進事業の対象経費、事務経費のうち補助対象外経費
補助金額 又は補助率	定額( )円 ・ 定率(3/10または3.5/10) ・ その他(対象外経費は定額) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績					
		29年度	28年度	27年度	
交付先		南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会			
実施又は運営等に当たって要した費用①		26,544,288 円	0 円	0 円	
うち、補助対象経費		26,544,288 円			
財源内訳	市補助金②	9,294,558 円	<b>35.0%</b>	0 円	0 円
	一般財源	9,294,558 円	35.0%		
	国・県費		0.0%		
	その他		0.0%		
	国・県補助金③	13,270,200 円			
	自己資金④	3,979,530 円		0 円	0 円
	下記以外の資金(会費等)	3,979,530 円			
その他収入(参加料・協賛金等)					
繰越金					

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		L=8,000m		
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		L=5,439m		

補助金等名称	丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会支援補助事	担当課	農村整備課
--------	--------------------------	-----	-------

◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町が作成する「被害防止計画」に基づいた広域協議会の取組に対する国庫交付金事業を補助するものである。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる度合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	鳥獣被害は、農業者の営農意欲の低下や、耕作放棄地の増加等をもたらしているため、鳥獣被害対策として農業集落からのニーズは高い。しかし、多くの市民に還元される事業とは認められない。		4		
必要性 (5点)	補助対象は南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会であるが、集落全体を囲う集落柵の事業を国・市・地域が負担して実施することで、地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進を図るため必要である。		5		
有効性 (5点)	防除柵が設置された集落については営農意欲の減退の軽減や耕作放棄地の増加を防止するとともに集落全体を囲うことの有効性は高い。		5		
公平性 (5点)	補助金の効果は広く市民に及ぶものではないが、鳥獣被害防除対策の一部として必要性は高い。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input checked="" type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由	整備事業は補助率a 交付金対象外経費(事務経費)は定額	
	鳥獣防除柵設置の支援は、鳥獣から農地が守られ、集落農地の維持保全と営農意欲の低減の防止が図られる。			4	
合 計(25点満点)			21		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
○I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づいた広域協議会の国庫交付金事業であり継続する必要がある。	I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	I:継続 II:見直し III:廃止

補助金等点検シートA(事業補助等—**単独**)

						整理番号	224
補助金等名称	造林緑化推進事業費補助金				担当課	農村整備課	
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	林業費	目
	小事業	1391	造林緑化推進事業費補助金				
総合計画施策体系	(取り組み目標)		自然環境の保全		(市の取り組み) 里地里山の保全		

**補助金等の概要**

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助	【市単独】・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無	【地域対象】
補助期間(開始)	年度 ~ (終了)		31年度
補助根拠(法令・要綱等)			
補助目的	三田市の豊かな森林資源を維持・確保し、環境を保全するため、森林所有者の意欲向上を図り、計画的な造林を一層拡大していくことにより緑化を推進することを目的とする。		
補助対象者	森林所有者又は造林施行者		
補助対象事業	対象面積10a以上の造林		
補助対象経費	苗木購入費及び植栽にかかる労務費		
補助金額 又は補助率	定額( )円	定率( 1/2 )	その他( )
	上限額( )	千円	

**補助金等の交付実績**

		29年度	28年度	27年度
交付先		1		
実施又は運営等に当たって要した費用①		14,160円	0円	0円
うち、補助対象経費		14,160円		
財源内訳	市補助金②	7,080円	50.0%	0円
	一般財源	7,080円	50.0%	
	国・県費		0.0%	
	その他		0.0%	
	国・県補助金③			
	自己資金④	7,080円	0円	0円
	下記以外の資金(会費等)	7,080円		
その他収入(参加料・協賛金等)				
繰越金				

**補助の効果**

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	造林面積20a			
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	造林面積10a			

補助金等名称	造林緑化推進事業費補助金	担当課	農村整備課
--------	--------------	-----	-------

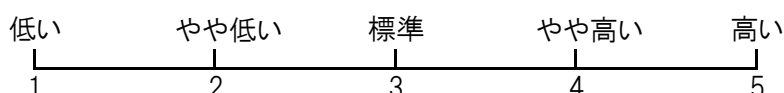
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

○適切	(いずれの場合も具体的内容を記載) 三田市の豊かな森林資源を維持・確保し、環境を保全するため、森林所有者の意欲向上を図り、計画的な造林を一層拡大していくことにより、緑化を推進するため、適切である。
不適切	

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	森林資源を維持・管理し、山林の多面的な機能を保全するためには必要であるが、多くの市民に還元される事業とは認められない。		4		
必要性 (5点)	補助対象は造林施業者であり、森林組合のない三田市においては国県の造林補助事業の対象にならない規模の補助事業として造林の推進を図っている。		5		
有効性 (5点)	造林が実施された林地については営林意欲の減退の軽減や管理放棄地の増加を防止している。		4		
公平性 (5点)	補助金の効果は広く市民に及ぶものではないが、森林環境保全対策の一部として必要性は高い。		3		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
	造林事業への支援は、森林環境の維持保全と営林意欲の低減の防止が図られる。		4		
合 計(25点満点)			20		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容) 計画的な造林を拡大するために支援策を継続する。	<b>評価の確認(2次評価)</b> I:継続 II:見直し III:廃止 (具体的内容)	<b>最終評価</b> I:継続 II:見直し III:廃止
---	---	---

補助金等点検シートA(事業補助等一単独)

整理番号 227

補助金等名称	産地づくり支援事業(特産物生産拡大補助事業)			担当課	農業創造課			
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目	農業振興費
	小事業	19	経営所得安定対策直接支払推進事業費					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		農業振興	(市の取り組み)		三田の農畜産物のブランド力強化		

補助金等の概要

分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乗せ有・国県協調上乗せ無】・【地域対象】			
補助期間	(開始)	29年度	～(終了)	31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱			
補助目的	生産者の高齢化や消費者ニーズの変化に対応するための新たな特産品づくり並びに生産性の向上及び作業の効率化のためのリース事業の手法を用いた機械の導入を支援する。			
補助対象者	兵庫六甲農業協同組合			
補助対象事業	栽培試験、加工品の開発、消費者の需要動向の調査、販売戦略の検討、栽培講習会・検討会等			
補助対象経費	栽培試験に要する経費、加工品の開発に要する経費、消費者の需要動向の調査に要する経費、販売戦略の検討に要する経費、栽培講習会・検討会等に要する経費			
補助金額 又は補助率	定率(1/2以内) 上限額( ) 千円			

補助金等の交付実績

		29年度	28年度	27年度	
交付先		兵庫六甲農業協同組合			
実施又は運営等に当たって要した費用①		117,000円	0円	0円	
うち、補助対象経費		117,000円			
財源内訳	市補助金②	48,000円	41.0%	0円	0円
	一般財源	48,000円	41.0%		
	国・県費	0円	0.0%		
	その他	0円	0.0%		
	国・県補助金③	0円	0.0%		
	自己資金④	69,000円		0円	0円
	下記以外の資金(会費等)	49,000円			
その他収入(参加料・協賛金等)	20,000円				
繰越金					

補助の効果

		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)		開発された農畜産加工品数: 累計10件(平成33年度)	開発された農畜産加工品数: 累計10件(平成33年度)	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)		累計3件		

補助金等名称	産地つくり支援事業(特産物生産拡大補助事業)	担当課	農業創造課
--------	------------------------	-----	-------

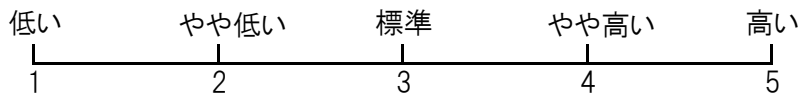
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	市要綱に基づく事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性(5点)	市が進める地域ブランドの育成の中で、消費ニーズに合わせた地域農産物は新たな品目づくりを支援する取組みであり、三田市の知名度向上など公益性が認められる。		5		
必要性(5点)	地域ブランドの育成にあたっては、産地全体として取り組む必要があり、そのためには農業者団体に支援することが有効である。		5		
有効性(5点)	地域ブランドの育成にあたっては、産地全体として取り組む必要があり、そのためには農業者団体に支援することが有効である。		5		
公平性(5点)	地域ブランドの育成にあたっては、産地全体として取り組む必要があり、そのためには農業者団体に支援することが有効である。		4		
妥当性(5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( )円	a以外の補助率等を採用する理由		
	補助対象経費に占める補助金額の割合は2分の1以下となっており、要綱に基づいた適法な支出や手続きが行われている。		5		
合 計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

<b>今後の方向性(1次評価)</b> ①:継続    Ⅱ:見直し    Ⅲ:廃止 (具体的内容)  三田の農産物のブランド力強化を行うため、消費者ニーズに合わせた地域農産物や新たな品目づくりを産地全体として取り組むために本事業は必要である。	➡	<b>評価の確認(2次評価)</b> Ⅰ:継続    Ⅱ:見直し    Ⅲ:廃止 (具体的内容)	➡	<b>最終評価</b> Ⅰ:継続 Ⅱ:見直し Ⅲ:廃止
---	---	--	---	--------------------------------------



補助金等点検シートA(事業補助等－単独)

						整理 番号	228
補助金等名称	産地づくり支援事業(農業機械整備支援事業)				担当課	農業創造課	
予算科目	会計	一般会計	款	農林業費	項	農業費	目
	小事業	19					
総合計画施策体系	(取り組み目標)		農業振興	(市の取り組み)		三田の農畜産物のブランド力強化	

補助金等の概要	
分類区分	行政サービス補完型・奨励事業補助【市単独・国県協調上乘せ有・国県協調上乘せ無】・【地域対象】
補助期間	(開始) 29年度 ～ (終了) 31年度
補助根拠(法令・要綱等)	三田市農林業振興事業補助金交付要綱
補助目的	生産者の高齢化や消費者ニーズの変化に対応するための新たな特産品づくり並びに生産性の向上及び作業の効率化のためのリース事業の手法を用いた機械の導入を支援する。
補助対象者	兵庫六甲農業協同組合
補助対象事業	機械導入補助
補助対象経費	農業機械(田植機、トラクター、コンバイン)等の整備に要する経費
補助金額 又は補助率	定率(1/4 以内) 上限額( ) 千円

補助金等の交付実績				
		29年度	28年度	27年度
交付先		兵庫六甲農業協同組合		
実施又は運営等に当たって要した費用①		6,809,000 円	0 円	0 円
うち、補助対象経費		6,809,000 円		
財源内訳	市補助金②	1,576,000 円	23.1%	0 円
	一般財源	1,576,000 円	23.1%	
	国・県費	0 円	0.0%	
	その他	0 円	0.0%	
	国・県補助金③	0 円	0.0%	
	自己資金④	5,233,000 円		0 円
	下記以外の資金(会費等)	5,233,000 円		
その他収入(参加料・協賛金等)				
繰越金				

補助の効果				
		30年度	29年度	28年度
目標値(成果指標)	そば作付 5ha 小豆作付 14ha		そば作付 8ha	
		29年度	28年度	27年度
実績値(成果指標)	そば作付 9.2ha			

補助金等名称	産地づくり支援事業(農業機械整備支援事業)	担当課	農業創造課
--------	-----------------------	-----	-------

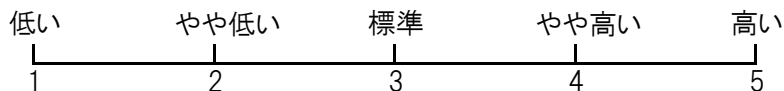
◎当該事業の目的や性質を勘案した上で、改めて「補助金等」の手法が最も適切であるかを確認する。(本来市が実施すべき事業であれば、直接執行や委託化が適切である。)

補助金等の手法が「不適切」と判断される場合は、以下の点検を行わず、他の手段での実施に向けて対応する。

(適切)	(いずれの場合も具体的内容を記載)
不適切	市要綱に基づく事業であり、事業の目的を達成するのに適切な手法である。

◎「補助金等」の手法が最も適切であると判断される場合は、下記の5つの点検項目について、当てはまる割合を総合的に勘案し、5段階の点数評価を行う。また、そのように判断した理由・状況について具体的に記載する。

※点検内容については、「ガイドライン」を参照



点検項目	点検内容(1次評価)		1次評価	2次評価	点検内容(2次評価)
公益性 (5点)	生産者の高齢化や消費者ニーズの変化に対応するための新たな特産品づくり並びに生産性の向上及び作業の効率化のためのリース事業の手法を用いた機械導入支援は公益性が認められる。		5		
必要性 (5点)	新たな特産品づくり並びに生産性の向上及び作業の効率化のための機械導入支援は必要である。		5		
有効性 (5点)	新たな特産品づくり並びに生産性の向上及び作業の効率化のためには機械導入支援が有効である。		5		
公平性 (5点)	新たな特産品づくり並びに生産性の向上及び作業の効率化のためには農業者団体に機械導入支援することで公平性が担保される。		4		
妥当性 (5点)	補助率等	<input checked="" type="checkbox"/> a. 1/2以下 <input type="checkbox"/> b. 上記以外( ) <input type="checkbox"/> c. 定額( 円)	a以外の補助率等を採用する理由		
	補助対象経費に占める補助金額の割合は2分の1以下となっており、要綱に基づいた適法な支出や手続きが行われている。		5		
合 計(25点満点)			24		

◎評価点数の合計点に応じた判断目安に基づき、今後の方向性について総合的に判断し、評価を行う。

今後の方向性(1次評価)	評価の確認(2次評価)	最終評価
①:継続    Ⅱ:見直し    Ⅲ:廃止 (具体的内容)  生産者の高齢化や消費者ニーズの変化に対応するための新たな特産品づくり並びに生産性の向上及び作業の効率化のために本事業は必要である。	Ⅰ:継続    Ⅱ:見直し    Ⅲ:廃止 (具体的内容)	Ⅰ:継続 Ⅱ:見直し Ⅲ:廃止